

基本目標 IV

安心して暮らせる 「すみだ」をつくる

災害や犯罪などの危険から人々の生命や財産が守られるようにまちの安全が確保され、区民は安心して暮らしています。また、高齢者や障害者をはじめとしてすべての人が生涯健康で、ともに支えあいながら、いきいきと暮らしています。子どもたちは豊かな社会生活を送っていくための確かな学力・体力・人間性を身につけて健やかに成長しています。そして、区民一人ひとりが地球環境に負荷の少ない暮らしを実践する、環境と共生したまちになっています。

政策 410 災害や犯罪から身を守る、安全・安心なまちとしくみをつくる

政策 420 地域で支えあいながら、いきいきと暮らせるしくみをつくる

政策 430 安心して子育てができるしくみをつくる

政策 440 高齢者が尊厳をもち、安心して暮らせるしくみをつくる

政策 450 障害者が尊厳をもち、安心して暮らせるしくみをつくる

政策 460 生涯にわたり、健康に暮らせるしくみをつくる

政策 470 豊かな人間性をもった子どもたちが健やかに育つしくみをつくる

政策 480 地球にやさしい、環境への負荷の少ないまちとしくみをつくる

政策410

災害や犯罪から身を守る、安全・安心なまちとしくみをつくる

災害に強く、犯罪を未然に防ぐシステムができあがりつつあり、区民の防災・防犯に対する認識も高まって、多くの区民が安心して暮らしています。



政策を実現させるための施策

410 災害や犯罪から身を守る、安全・安心なまちとしくみをつくる

411 災害に強いまちをつくる

- 不燃化促進事業
- 建築物耐震改修等支援事業
- 細街路拡幅整備事業
- 風水害対策事業
- ★ 京島地区まちづくり事業
- ★ 鐘ヶ淵周辺地区防災都市づくり事業
- ★ 住宅市街地総合整備（密集型）事業
- ★ 区公共建築物耐震改修事業

412 災害発生時の対応力を高める

- 地域防災計画の見直し事務
- 防災情報システム・災害応急物資等の整備事業
- 地域防災力の強化支援事業（防災思想啓発を含む）
- 危機管理体制強化事業

- ★ 新たな防災の拠点整備事業

- ★ 太陽光発電照明灯整備事業【新規】

- ★ 旧中川防災拠点整備事業【新規】

- ★ 荒川リバーステーション整備事業【新規】

413 地域の防犯力を高める

- 地域防犯リーダー養成事業
- 地域安全マップ作成事業
- 防犯・防火意識の普及啓発事業
- 防犯カメラの設置・維持助成事業

414 安全な消費生活を支援する

- 消費者相談事業
- 消費者教育と啓発事業
- 消費者団体育成事業

※★の事業は施策を達成するための、「主要な公共施設整備事業」です。



政策を取り巻く現状

本区は、震災や戦災によって壊滅的な被害を被った経験があり、現在でも住・商・工の混在や住宅密集地区を抱えるなど、「防災」や災害発生時の対応が大きな課題となっています。そのため、「逃げないですむ燃えないまちづくり」をめざして、昭和54年から全国に先駆けて不燃化促進事業に取り組み、大きな成果をあげてきました。しかし、平成7年1月の阪神・淡路大震災では、火災よりも家屋倒壊や家具転倒による被害が多かったことから、平成17年度以降「壊れないまちづくり」をテーマとして掲げ新防災対策に取り組んでいます。そして、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、本区においてもさまざまな課題を投げかけました。その教訓を踏まえ、地域防災計画の見直しを早急に図ることとしています。

また、近年、凶悪な犯罪が全国的に多発するなど、治安の悪化が社会問題となっており、「防犯」への対応も都市生活での「安全」には欠かせない条件となっています。都市において安全で安心な生活を送るためには、警察・消防など公的な力に頼るだけでは十分とはいえません。本区では、平成18年1月に「墨田区安全で安心なまちづくり推進条例」を施行し、区や区民、警察署、消防署等が一体となって、地域における犯罪や火災、事故を防止するための対策を進めています。

さらに、近年、これまでは想定し得なかった事件や事故の発生により、危機管理の充実・強化が求められています。特に、平成16年に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」が制定されたことに伴い、武力攻撃事態等の発生時には、国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃事態等が国民生活及び国民経済に与える影響を最小とするための体制整備が求められています。本区では、平成18年4月に「墨田区危機管理基本計画」を策定し、危機管理体制の強化に努めています。一方で、平成17年9月には「墨田区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」及び「墨田区国民保護協議会条例」を施行し、国民保護のための体制整備を図ることとしています。



政策実現に向けての課題

災害に対して強いまちをつくるためには、まず、災害が起きても、燃えない・壊れないまちにする必要があり、引き続き、不燃化・耐震化を進めていくことが課題です。また、地域で災害弱者をサポートする体制づくりを促進し、若者や事業所の防災対応力を高める必要があります。さらに、東日本大震災時において発生した帰宅困難者対策についても課題となっています。加えて、現在見直し中の被害想定によっては、液状化や津波対策への取り組み等が新たな課題となります。

水害については、外かく堤防や下水道の整備により、最近では大きな被害はなくなりましたが、予想を超える集中豪雨などの事態に対しても万全な備えをしておくことが求められています。

防犯の分野では、より多くの区民に地域活動に参加してもらえよう環境づくりと、犯罪にあわないための意識の啓発に取り組まなければなりません。

危機管理については、区役所危機管理体制の一層の向上を図るとともに、「墨田区総合危機管理マニュアル」の適切な運営などに努める必要があります。あわせて、武力攻撃事態等の発生時には、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、「墨田区国民保護計画」をはじめとした各種マニュアルの作成、体制の整備、区民への普及啓発などに取り組むことが必要です。

また、近年のグローバル化やIT化をはじめとする経済社会構造の変化、めざましい技術革新による商品の品質・機能の向上、商取引形態の多様化や国際標準化が進んでいます。このことは、消費者の選択肢を増やす一方で、商品や取引の安全性を不確かなものにしたたり、新たな消費者問題の発生も引き起こしています。このため、今後は消費者保護の観点から商品や取引の安全性確保に一層力を入れるとともに、正しい知識をもち、みずから行動できる「主体性をもった賢い消費者」の育成を推進する必要があります。

施策 411

災害に強いまちをつくる

施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

建築物の不燃化や耐震化をはじめとして、木造密集市街地の整備が進むなど、地震や火災や水害などの災害に強く安全なまちが形成されており、区民が安心して暮らしています。



施策の達成をはかる指標

■ 建築物の不燃化率

指標とした理由

区内全域の防災性をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 62.6%	<中間目標> 64.0%	<現状値> 66.3%	<最終目標> 68.0%	所管課データ

*目標値を変更した理由：最終目標（66.0%）を達成したため、指標の推移を踏まえ、さらに高い目標値に変更します。

■ 耐震建築物の割合

指標とした理由

建築物の安全性をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 26.0%	<中間目標> 28.0%	<現状値> 34.5%	<最終目標> 42.0%	所管課データ

*目標値を変更した理由：最終目標（30.0%）を達成したため、指標の推移を踏まえ、さらに高い目標値に変更します。

現状と課題

現状とこれまでの取り組み

本区では「逃げないですむ、燃えないまち」の実現をめざして、昭和 54 年から全国に先駆けて不燃化促進事業を実施しており、当初は 34.1%だった区内全域の不燃化率は、平成 22 年度末現在 66.3 %となっています。特に、京島地区や鐘ヶ淵地区など区の北部地域では、木造住宅が密集しており、災害に強いまちづくりに向けて各種事業を実施しています。また、阪神・淡路大震災において、建築物の倒壊により多くの犠牲者が発生したことから、平成 7 年より民間建築物耐震診断助成を、18 年からは耐震改修費用の助成事業を実施し、壊れないまちづくりに取り組んでいます。さらに、平成 21 年からは京島地区において防災街区整備事業を都市計画決定し、安全で安心なまちづくりを推進しています。一方、水害対策については、集中豪雨等による都市型洪水を防止するため、地下階の浸水対策や下水道ポンプ場の整備を促進するとともに、外かく堤防の強化や内部河川の水位低下の実施等により河川の防災性能の強化を図っています。また、防災水上ネットワークの推進に向けて「平井橋防災船着場」を整備しました。

今後の課題

燃えないまち、壊れないまちを実現するため、細街路の解消とともに、旧耐震の木造住宅の耐震補強や建築物の不燃化が求められています。特に、区北部は木造による建替えが中心であり、不燃化率が依然として低い地域が見られることから、新たな不燃化制度（防耐火促進）導入のための検討が必要になっています。また、液状化に対しては、国や都の検討結果を踏まえて今後の対応を検討していく必要があります。さらに、予想を超える集中豪雨や地震などの事態に対しても万全な備えをするとともに、都市型水害を防止するため、河川堤防の改良や、高規格堤防（スーパー堤防*）化への改善を図るよう、国や都に働きかけ総合治水対策を推進していく必要があります。

各主体が担う役割

区が取り組むこと

住環境の整備とあわせ、道路等の都市基盤整備を図るとともに、建物の不燃化・耐震化の向上に努めるなど、災害に強いまちづくりを促進します。

主な事業

不燃化促進事業

市街地の防災性を向上し、区民の生命と財産を守るため、地域の実情に応じた不燃化を促進します。

建築物耐震改修等支援事業

耐震診断、耐震改修費用の一部を助成し、壊れないまちづくりをめざします。

細街路拡幅整備事業

幅員 4 m 未満の道路の拡幅整備を行い、防災性能の向上と居住環境の改善を図ります。

風水害対策事業

土のうや水中ポンプなどの資器材の整備や、活動計画の策定、水防訓練等を行います。

京島地区まちづくり事業

住宅市街地総合整備（密集型）事業、防災街区整備事業等により、京島二・三丁目地区のまちづくりを推進します。

鐘ヶ淵周辺地区防災都市づくり事業

鐘ヶ淵通り（補助 120 号線）の拡幅整備、東武伊勢崎線との立体化、駅周辺や沿道のまちづくりにあわせて、住環境の改善や商工業の振興などの総合的なまちづくりを推進します。

住宅市街地総合整備（密集型）事業

老朽木造住宅が密集した地域（北部中央地区・鐘ヶ淵周辺地区）において、主要生活道路の拡幅整備、公園・緑地等の整備、共同建て替え支援など、災害に強いまちづくりを推進します。

区公共建築物耐震改修事業

墨田区公共建築物耐震改修計画に基づき、区立公共施設の耐震化工事を進め、平成 27 年度までに耐震化率を 100%にします。

区民が取り組むこと

建物の耐震補強対策を講じるとともに、不燃建築物への更新や道路拡幅等への協力など、壊れない、燃えないまちづくりに努めます。

事業者が取り組むこと

防災まちづくりに協力し、建物の耐震化や不燃化の向上を図るとともに、電気・ガス等の事業者にとっては、災害に強いライフラインの整備に努めます。

***スーパー堤防**：河川後背地の再開発などとあわせて堤防背面の盛土を行い、耐震性及び親水性の向上を図った堤防のことです。

施策 412

災害発生時の対応力を高める

施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

多くの区民が防災意識をもち、災害が発生した場合に、自助・共助による避難活動を行い、被害を最小限に抑えるための防災行動力を身につけています。



施策の達成をはかる指標

■ 区民防災訓練の参加者の数

指標とした理由

区民の防災訓練への参加状況をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 20,000 人	<中間目標> 23,000 人	<現状値> 24,000 人	<最終目標> 25,000 人	所管課データ

■ 災害要援護者サポート隊の結成割合

指標とした理由

町会・自治会の共助をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 48.0%	<中間目標> 65.0%	<現状値> 63.0%	<最終目標> 80.0%	所管課データ

現状と課題

現状とこれまでの取り組み

区では、地域防災計画を定め、毎年見直しを図りつつ、災害発生時における情報伝達のシステムや応急備蓄物資などの備えを計画的に進めています。一方、区民の防災行動力の向上に向け、区内の町会・自治会の区民防災訓練に訓練費用を助成するとともに地震体験用の起震車を運行提供するなどにより、区民の防災意識の高揚を図っています。参加者は年間約 24,000 人で人口の 1 割弱です。また、災害要援護者サポート隊*を結成している町会・自治会は 104 団体で、全体の約 3 分の 2 となっています。また、当区においても震度 5 弱を観測した東日本大震災の発生時には、災害対策本部を立ち上げ、小中学校や総合体育館等に避難所を開設するなど、その対応および復旧に努めました。

今後の課題

東日本大震災の発生により、帰宅困難者対策や災害要援護者の避難等の課題が浮かび上がりました。今後、この震災を教訓に新たな被害想定等に基づき、地域防災計画を改定する必要があります。なかでも、災害要援護者サポート事業は、個人情報保護の観点や近所付き合いの希薄化などから、サポートを受ける人の情報収集が難しく、高齢者や障害者を所管する各部署との相互連携の強化等が必要となっています。また、地域の防災行動力の向上を図るため、中学生や高校生など若年層に対して、防災教育の推進や区民防災訓練等の地域活動への参加を促すとともに防災リーダーの育成を図っていく必要があります。さらに、避難所予定施設の整備や災害時における緊急物資輸送、避難経路確保のための水上拠点となる防災船着場の整備を国に働きかけていく等の取り組みが必要となっています。

*災害要援護者サポート隊：地震などの災害時に、身体障害者や寝たきりの高齢者等の身の安全を確保するため、地域の連帯の中で、協力体制を目的として昭和 58 年に救急ボランティア（協力員）制度を発足させました。平成 12 年度に制度を見直し、災害弱者サポート隊として再発足させました。

各主体が担う役割

区が取り組むこと

町会・自治会等を対象に、防災訓練等による区民の意識啓発や、災害要援護者に対するサポート活動などの取り組みを支援します。

地域防災計画の見直し事務

区や防災関係機関が処理すべき防災に関する事務および災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関する事項について、毎年、防災会議において検討を加え修正を行っています。今後は、特に東日本大震災および新たな被害想定等を踏まえ見直しを行います。

防災情報システム・災害応急物資等の整備事業

災害時における迅速かつ的確な情報提供を行うための防災情報網を充実します。また、応急対策用の救助物資・食糧および生活必需品の整備と充実を図ります。

地域防災力の強化支援事業（防災思想啓発を含む）

区民防災訓練や住民防災組織の育成活動を支援します。また、地域防災活動拠点会議を通じて、各町会・自治会に対し災害要援護者サポート隊の結成を呼びかけ、その支援を行います。さらに、パンフレットの作成、防災フェアの実施など広く防災思想啓発を行います。

危機管理体制強化事業

「墨田区危機管理基本計画」等に基づく体制強化に努めるとともに、「墨田区国民保護計画」等に基づく自然災害以外の災害発生時における体制整備を図るなど、あらゆる危機事象に対応します。また、大地震や新型インフルエンザ流行の場合の事業継続計画（BCP）を策定します。

新たな防災の拠点整備事業

新たな防災の拠点として、防災行政無線網の強化や東京スカイツリーに高所カメラを増設し、災害対応力や情報収集能力の向上を図ります。

太陽光発電照明灯整備事業【新規】

避難所予定施設の小中学校等に、太陽光発電灯を設置することにより、災害時の照明を確保します。

旧中川防災拠点整備事業【新規】

平井橋防災船着場に隣接する防災資器材倉庫を設置し、防災性の向上を図るとともに、ボート教育用の艇庫や公衆トイレを併設し、旧中川水辺公園利用者の利便性を高めます。

荒川リバーステーション整備事業【新規】

荒川河川敷に水面航行の支援と災害時の緊急物資輸送や帰宅困難者輸送の拠点として、防災船着場を整備します。

主
な
事
業

区民が取り組むこと

災害発生時の初動体制のための備えとして、家庭でできる備蓄や家具転倒の防止策等を行い、地域の一員として防災活動に積極的に参加します。

事業者が取り組むこと

事業者としての防災対策や地域の防災訓練への参加によって、帰宅困難者対策の促進や地域との協働を推進し、備蓄物資や災害時の協力協定を結びます。

施策 413

地域の防犯力を高める

施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

すべての区民が、犯罪に巻き込まれることなく安全で安心な環境のなかで暮らしています。



施策の達成をはかる指標

■ 刑法犯の認知件数

指標とした理由

区内の治安状況をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 5,020 件 (平成 17 年)	<中間目標> 4,500 件(-10%) (平成 22 年)	<現状値> 4,000 件(-20%) (平成 22 年)	<最終目標> 3,500 件(-30%) (平成 27 年)	本所・向島警察署資料

*目標値を変更した理由：最終目標（4,000 件、-20%）を達成したため、指標の推移を踏まえ、さらに高い目標値に変更します。

■ 「防犯や風紀」の生活環境に対する肯定的評価をした区民の割合

指標とした理由

区民の体感治安の向上をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 13.8% (平成 18 年度)	<中間目標> 20.0%	<現状値> 19.9%	<最終目標> 25.0%	住民意識調査

現状と課題

現状とこれまでの取り組み

区民の自主的な防犯活動を推進するため、平成 18 年 1 月に「墨田区安全で安心なまちづくり推進条例」を施行しました。当時は、区内でも犯罪が多発していましたが、その後は徐々に犯罪発生件数は減少しています。しかし、住民意識調査では、区民の防犯の取り組みに寄せる重要度は高い数値を示しています。そのため区では、条例施行後、2 度にわたり全町会・自治会を対象に防犯パトロール用品を配布し、地域での防犯活動を充実させてきました。また、防犯パトロールカーの巡回や防犯カメラの設置をはじめ、さまざまな啓発活動を行っています。

今後の課題

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりには、区民や事業者との協働による地域の防犯活動の取り組みが重要です。現在、ほとんどの町会・自治会で防犯パトロールを実施しており、これを継続し充実させるために、活動参加へのきっかけづくりや活動の中心となる人材の育成、地域の連携づくりなど多様な支援施策を実施していく必要があります。また、東京スカイツリーの開業に伴う来街者の大幅な増加による体感治安の悪化が心配されており、防犯カメラの設置など、周辺地区の町会・自治会・事業者と協働して、その改善に向けた取り組みが求められています。

各主体が担う役割

区が取り組むこと

地域における犯罪を防止するため、区民の防犯意識の高揚を図るとともに、自主的な防犯活動に対する支援を行います。

地域防犯リーダー養成事業

町会・自治会から推薦された区民を対象に講座を開催し、防犯に関する専門的知識・技術等を身につけてもらうことにより、地域における防犯活動の核となるリーダーを養成します。

地域安全マップ作成事業

地域防犯リーダーを中心に、地域住民がみずからまちを歩き、地域の危険箇所等を把握することにより、犯罪回避能力を高め、地域住民相互のつながりを強固にします。

防犯・防火意識の普及啓発事業

区内の犯罪や火災の発生状況等を区民に周知し、みずから実践できる防犯対策等について普及啓発を図ることにより、防犯・防火意識の向上を図ります。

防犯カメラの設置・維持助成事業

町会・自治会、商店街振興組合等が、街頭犯罪等を抑止する目的で地域内に防犯カメラを設置する場合、設置経費や維持経費の一部を助成します。

主
な
事
業

区民が取り組むこと

みずからの安全を確保するために必要な措置を講じ、相互に協力して安全・安心なまちづくりに向けた自主的活動に取り組みます。

事業者が取り組むこと

事業活動の安全を確保するために必要な措置を講じ、区民と協力して安全・安心なまちづくりに向けた地域活動に取り組みます。



施策 414

安全な消費生活を支援する

施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

自立性と主体性をもった消費者が育ち、消費者被害にあわないための知恵を身につけてゆとりある消費生活を送っています。



施策の達成をはかる指標

■「最近 1 年間で消費者被害にあったことがある」区民の割合

指標とした理由

区民の消費者被害への対応をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 4.1%	<中間目標> 3.9%	<現状値> 1.9%	<最終目標> 0.9%	区民アンケート調査

*目標値を変更した理由：最終目標（3.7%）を達成したため、現状値の半減値を目標値にします。

■「消費生活に関する必要な情報が適切に提供されている」と思う区民の割合

指標とした理由

消費生活に関する情報の提供状況をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> -	<中間目標> -	<現状値> 29.5% (平成 23 年度)	<最終目標> 32.0%	区民アンケート調査

*指標を追加した理由：区民が消費者被害にあわないために、いち早く情報の提供に努めるとともに、未然防止の取り組みを強化していくことから、新たな指標を追加します。

現状と課題

現状とこれまでの取り組み

すみだ消費者センターでは、契約上のトラブルや購入した商品に関する消費者の相談を受け付けていますが、平成 22 年度の相談件数はこれまでもっとも多かった平成 16 年度の 2,897 件よりは減少し 1,750 件となっています。しかし、事業者の手口がより巧妙かつ悪質化しており、相談内容も多岐にわたり複雑化してきています。このため区では、専用のホームページを開設したほか、相談業務の拡充（土曜日開設）を図るとともに、消費者被害にあわないための情報提供や啓発のための出前講座等を実施しています。

今後の課題

区民が安心して生活できる環境づくりのためには、消費者被害にあった方が相談できる場を用意するとともに、消費者被害にあわないための情報提供と啓発が必要となります。また、高齢化が進むなか、高齢者を消費者トラブルからどのように守るかが大きな課題となっています。

各主体が担う役割

区が取り組むこと

「消費者基本法」の理念のもとに、区民の消費生活が安全でより豊かになるためのサービスを提供します。

主
な
事
業

消費者相談事業

すみだ消費者センターにおける消費者相談によって、消費者被害にあった区民への対応とともに、消費者被害の減少に努めます。

消費者教育と啓発事業

消費生活展の開催、出前講座の実施、消費者ニュース、ホームページの充実など、消費者がみずから考え適切に行動するための情報を提供することにより、区民の生活の安定と向上を図ります。

消費者団体育成事業

消費者の健全かつ自主的な組織活動を促進するため、区内消費者団体の活動を支援します。

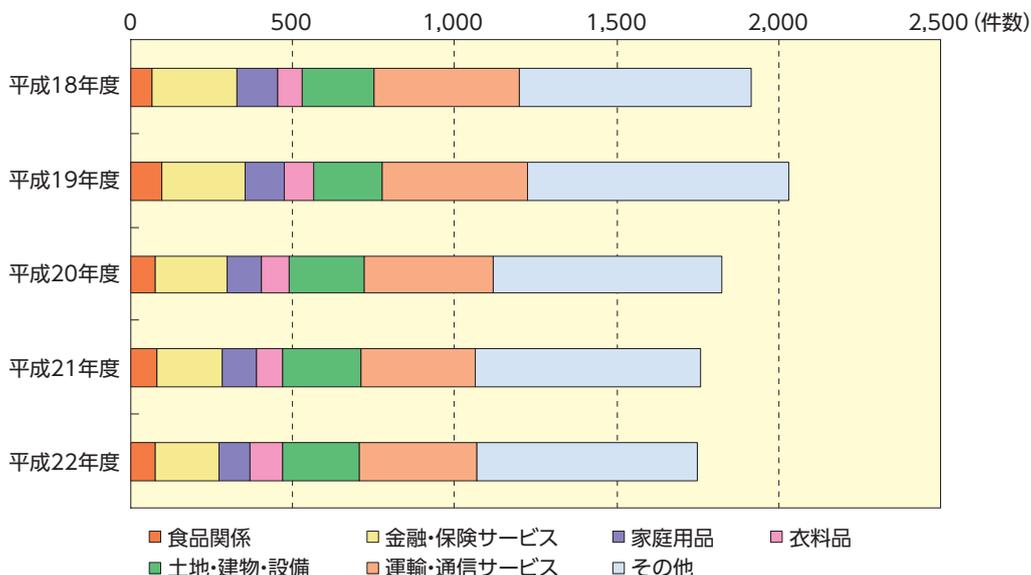
区民が取り組むこと

消費者被害にあわないための情報や知識の収集を積極的に行い、意識の向上に努めます。

事業者が取り組むこと

すべての事業者が、法律を遵守した適切な商行為を推進します。

◆すみだ消費者センター相談内訳 出典：墨田区行政基礎資料集



政策420

地域で支えあいながら、
いきいきと暮らせるしくみをつくる

区民による地域福祉活動が普及しています。
また、福祉サービスや生活支援を必要とする区民もいきいきと暮らしています。



政策を実現させるための施策

420 地域で支えあいながら、いきいきと暮らせるしくみをつくる

421 福祉に対する理解を広め、地域活動への参加を促進する

- すみだボランティアセンター事業
- 民生委員・児童委員活動の支援事業
- 地域福祉活動の支援事業
- ★ 区民活動センター（仮称）整備事業

422 利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る

- 福祉サービス第三者評価の推進事業
- 福祉サービス利用援助事業
- 成年後見制度利用支援事業

423 生活に困った人を支え、自立を促進する

- 生活保護費給付・援護事業
- ホームレス対策事業

※★の事業は施策を達成するための、「主要な公共施設整備事業」です。



政策を取り巻く現状

少子高齢化や核家族化・単身化が急激に進行するなかで、地域や家族に対する人々の考え方の変化等もあり、地域や家族のきずなが徐々に希薄となり、地域コミュニティは大きく様変わりしてきています。そのようななか、本区においても高齢者の孤独死や子どもの虐待をはじめ、さまざまな問題が増加してきています。

本区では、平成23年3月「墨田区地域福祉計画」を策定し、「すみだ やさしいまち宣言」に基づき、人と人とのふれあいを大切にしてお互いを支えあう「人にやさしいまち」の実現をめざして、家族や地域社会のきずなの再生や孤独死・虐待などが発生しない福祉のまちづくりを進めていくこととしています。

一方、限られた財源のなかで、福祉サービスのさらなる充実が求められており、区民、地域、事業者、行政との協働を通じ、必要なサービスを効率的に提供するしくみづくりを推進する必要があります。また、自助・共助・公助の視点から、区民が安心して暮らすことができるようなセーフティネットのあり方や、地域の力で社会的弱者を支えるための体制づくりが重要となっています。



政策実現に向けての課題

区民による地域福祉活動が普及し、福祉サービスを必要とする区民が、適切な支援を受けられるために、まず、地域の人々が地域での支えあいの大切さに気づき、みずから地域福祉活動に参加する意欲をもつことが必要であり、区民の主体的活動が継続していくための適切な支援が欠かせません。

また、多様化していく福祉サービスを、必要とする人が適切に受けることができるように、分かりやすく、利用しやすい制度とすることも重要です。

さらに、真に生活に困っている人を支えるとともに、自立する意欲がもてるような適切な支援が求められています。



施策 421

福祉に対する理解を広め、地域活動への参加を促進する

施策の目標 区民とともにめざす平成27年度の姿

地域全体で、地域や福祉サービスのあり方を考え、地域の福祉課題を解決する意識をもち、地域活動への主体的な参加が行われています。



施策の達成をはかる指標

■ すみだボランティアセンター・ボランティア登録者累計数

指標とした理由

区民の地域活動への参加状態をあらわす数値を指標としました。

平成17年度	平成22年度		平成27年度	データ出所
<実績値> 個人登録者数： 1,195人 団体登録数： 64団体(1,928人)	<中間目標> 個人登録者数： 1,300人	<現状値> 個人登録者数： 568人 団体登録数： 67団体(2,016人)	<最終目標> 個人登録者数： 700人 団体登録数： 80団体(2,500人)	所管課データ (すみだボランティア センター)

*指標を変更した理由：変更前の指標の対象は個人登録者でしたが、ボランティア活動への参加支援の対象を広くとらえ、団体登録者も対象に加えた指標に変更します。

■ 「地域の福祉活動に参加したことがある」区民の割合

指標とした理由

町会・自治会を範囲とする地域単位での小地域福祉活動への参加状態をあらわす数値を指標としました。

平成17年度	平成22年度		平成27年度	データ出所
<実績値> -	<中間目標> -	<現状値> 14.3% (平成23年度)	<最終目標> 20.0%	区民アンケート

*指標を追加した理由：区では今後、地域単位で行う支えあい・助けあいの小地域福祉活動への取り組みを推進していくことから、その参加状態をあらわす指標を追加し、区民の5人のうち1人はボランティアなどの福祉活動に参加していることを目標とします。

現状と課題

現状とこれまでの取り組み

区では、区民のボランティア活動やNPO等の支援を行い、ふれあいサロンや小地域福祉活動などの地域活動への参加促進を図るとともに、「すみだ やさしいまち宣言」運動の推進や学校における福祉教育などを積極的に進め、さまざまな世代の区民が気軽に参加できるボランティア活動への参加の場を提供するなど環境整備に努めてきました。また、民生委員・児童委員の方々は、支援を必要としている人々と行政機関との橋渡し役として相談援助や情報提供などのさまざまな活動を行っています。現在、区民の地域活動への参加状態は14.3%ですが、誰もが気軽に参加できる場やネットワークづくりを行い、活動への参加促進を進めています。

今後の課題

より多くの区民が活動に参加するためには、情報発信とあわせて、地域福祉に対する理解や関心を高め、身近な課題の解決に取り組む意欲を育むことが重要です。学校、地域、企業、社会福祉協議会、区が連携し、地域との交流等を通じて、地域福祉の担い手づくりを進めていく必要があります。また、あらゆる世代の区民が交流し、区民同士が学びあう機会・場づくりを進め、区民一人ひとりが地域福祉の担い手として、主体的に行動する力を育成する必要があります。

各主体が担う役割

区が取り組むこと

民生委員・児童委員に関する支援やPRを行うとともに、社会福祉協議会をはじめとする事業者の事業・活動を支援します。

主
な
事
業

すみだボランティアセンター事業

ボランティアセンターにおける相談機能やコーディネート機能、人材育成講座等の充実を図るとともに、活動の拠点としての場を提供し、区民のボランティア活動を支援します。

民生委員・児童委員活動の支援事業

地域のなかで支援を必要としている人への援助を行ったり、福祉事務所や児童相談所等の関係機関に対する協力活動を行う民生委員・児童委員の活動を支援し、充実を図ります。

地域福祉活動の支援事業

町会・自治会を範囲とする地域単位で行う支えあい・助けあいの小地域福祉活動の推進を支援し、充実を図ります。

区民活動センター（仮称）整備事業

既存のボランティアセンターの機能・あり方などを見直し、区民ボランティア・NPOなどの区民活動団体・事業者等の交流・ネットワークの拠点を整備します。

区民が取り組むこと

みずからの知識や経験を活かして、できることから地域福祉活動に取り組むとともに、民生委員・児童委員について理解を深め、その活動に協力します。

事業者が取り組むこと

社会福祉協議会をはじめとする区内の社会福祉法人、NPOなどの主体が区と連携を図りながら、地域福祉活動の支援を行います。

◆民生委員・児童委員の活動状況 出典：墨田区の福祉・保健

項目 年度	内容別相談・支援件数															
	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	母子保健	子育て・生活	子どもの地域生活	育・学校の生活	子どもの教育	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他
22	728	358	288	279	519	516	149	29	49	180	125	571	929	1,105	5,825	

項目 年度	分野別相談・支援件数					その他の活動件数						活動日数	訪問回数	
	高齢者	障害者	子ども	その他	計	調査・実態把握	会議参加等	行事・事業	自主活動	地域福祉活動	研修			民児協運営
22	2,794	326	1,314	1,391	5,825	4,243	7,387	4,719	5,548	287	109	28,088	28,450	

施策 422

利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る

施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

福祉サービスを必要とする区民の権利が守られ、適切なサービスを受け、地域でいきいきと暮らしています。



施策の達成をはかる指標

■ 福祉サービス第三者評価を受け改善に取り組む福祉施設、事業所の累計数

指標とした理由

福祉サービスの向上に取り組む事業所の数を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 60 施設	<中間目標> 75 施設	<現状値> 85 施設	<最終目標> 150 施設	所管課データ

■ 必要な「福祉サービスが適切に提供されている」と思う区民の割合

指標とした理由

福祉サービスの適切な提供状況をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> —	<中間目標> —	<現状値> 42.5% (平成 23 年度)	<最終目標> 50.0%	区民アンケート

*指標を追加した理由：区では、サービスを適切に選択・利用できるようにシステムの整備を進めているため、サービスの提供が適切にされている状況をあらわす指標を追加します。

現状と課題

現状とこれまでの取り組み

区では、良質な福祉サービスの安定的な供給を確保するため、福祉サービス事業への企業やNPO等の新規参入・サービス拡大の促進に努めています。あわせて、企業、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体等のさまざまな地域福祉の担い手と区との協働により、多様化・複雑化する地域のニーズや課題に対応した、柔軟かつきめ細かなサービスの創出・提供に努めています。

今後の課題

認知症高齢者や身寄りのない高齢者等が増加するなか、こうした方々の権利を守るしくみがますます重要になっています。そのため、利用者が安心してサービスを利用できるための支援や、成年後見制度を必要とする人に対する相談・利用支援体制を充実させていく必要があります。また、費用負担能力や身寄りのない人も成年後見制度を利用できるよう周知等を通じて制度の活用促進に取り組み、認知症高齢者や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人も、住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域社会を築いていくことが強く求められています。

各主体が担う役割

区が取り組むこと

区民の権利が守られるよう、適切な施策を実施するとともに、福祉サービスが適切に選択・利用できるように、サービスの質と量の確保および適切に選択できるシステムの整備を図ります。

主
な
事
業

福祉サービス第三者評価の推進事業

福祉施設のサービス内容等に対する第三者機関の評価結果を公表し、比較・選択するための情報を提供することにより、福祉サービスの質の向上を促進します。

福祉サービス利用援助事業

福祉サービスを利用する際に、利用契約やケアプラン作成の場に立会い、事業者と対等な関係で手続きができるよう支援します。

成年後見制度利用支援事業

高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方を支援する成年後見制度の利用相談や、後見等を引き受ける団体の紹介等を行います。

区民が取り組むこと

必要な情報を積極的に入手し、みずからの判断に基づいて、質の高いサービスを選択し契約をします。

事業者が取り組むこと

区との協働のもと、地域のニーズや課題に対応した活動・サービス提供を推進し、利用者本位のサービスの質の向上をめざします。そのため、積極的に評価機関の審査を受け、改善に取り組みます。



施策 423

生活に困った人を支え、自立を促進する

施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

真に生活に困っている人の最後のセーフティネットとして生活保護制度が機能し、すべての区民が自立し安定した暮らしをしています。



施策の達成をはかる指標

■「就労自立」による生活保護の廃止世帯の累計数

指標とした理由

自立支援の成果をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 55 世帯	<中間目標> 275 世帯	<現状値> 268 世帯	<最終目標> 550 世帯	所管課データ

現状と課題

現状とこれまでの取り組み

長引く不況の影響や高齢化の進展等の社会状況のなかで、全国的に被保護世帯数は最多数を更新し続け、被保護人員については終戦直後の昭和 27 年度以来半世紀ぶりに 200 万人を超えました。特に近年は雇用環境の悪化から働き盛り世代の急増が目立ちます。また、本区での平成 23 年 3 月現在の保護率*は 30.99%となっており、東京都区部平均の 21.9%を大きく上回っています。この理由としては、中小零細企業が多く不況の影響を受けやすいこと、高齢化率が高く働き盛りの世代の割合が低いこと、そしてホームレス（路上生活者）の自立支援に顕著な改善が見られないことなどがあげられます。ホームレス対策は、これまでにさまざまな事業を展開してきた結果として、その数は最も多いときの約 4 分の 1 まで減少しています。

今後の課題

生活保護制度が最後のセーフティネットとして機能すると同時に、被保護者が地域社会の一員として自立した生活をおくれるよう、就労や社会参加など個別の自立支援プログラムを用意して、被保護者が抱えるさまざまな課題への対応を図っていく必要があります。

*保護率：住民基本台帳および外国人登録に登録されている区民に対する保護受給者の千分率です。（%：パーミル）

各主体が担う役割

区が取り組むこと

生活保護の適正な運営に努め、生活に困窮した世帯の自立を促し、安定した生活ができるよう支援します。

主
な
事
業

生活保護費給付・援護事業

真に生活に困っている人に対して、生活保護制度に基づき最低限度の生活を営むために必要な費用を支給します。また、相談業務や、さまざまな社会資源・事業を活用して就労自立の支援や社会生活・日常生活の自立支援を進めます。

ホームレス対策事業

ホームレスに対する支援として、就労による自立と社会生活への復帰を基本とする、東京都と23区との共同で路上生活者対策事業を実施しています。本事業を活用することにより、ホームレスの就労の自立や社会生活の自立を支援し、区内ホームレス数の減少を図ります。

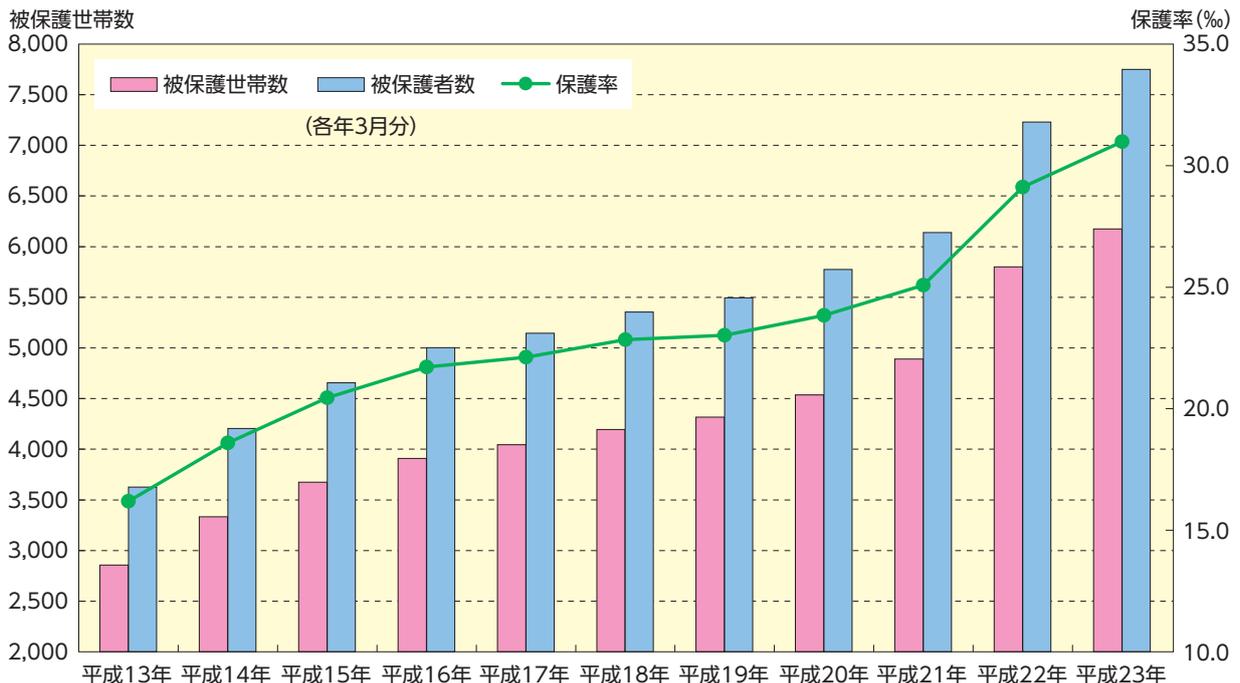
区民が取り組むこと

被保護者の自立が進むよう生活保護制度に対する理解を深めます。

事業者が取り組むこと

生活保護制度を充分理解するとともに、区民や区と連携を図りながら、低所得者も利用可能な住宅・施設の整備や広く積極的な就労機会の提供を行い、自立を支援します。

◆生活保護状況の推移 出典：福祉保健部資料



政策430

安心して子育てができる しくみをつくる

すべての子育て家庭で、必要な子育て支援サービスを、地域のなかの子育てサービスなどから利用し、仕事と両立して子育てしています。



政策を実現させるための施策

430 安心して子育てができるしくみをつくる

431 すべての子育て家庭が、必要な子育て支援サービスを利用できる体制をつくる

- 緊急一時保育事業
- 一時預かり事業
- 子育て相談事業
- 子育てひろば事業
- 訪問型保育支援事業【新規】
- ファミリー・サポート・センター事業
- ★ 子育てひろば整備事業

432 子育てと仕事が両立できるしくみをつくる

- 認可保育園等整備支援事業
- 家庭的保育推進事業
- 認証保育所支援事業
- 病後児・病児保育事業

- 定期利用保育事業
- 幼保一体化事業【新規】
- ★ 保育園改築・改修事業

433 地域のなかで子どもの健全な子育て、子育てができる環境をつくる

- 児童虐待防止推進事業
- 児童館運営事業
- 放課後児童健全育成事業(学童クラブ運営)
- 地域連携活動推進事業
- ★ 児童館等整備事業

※★の事業は施策を達成するための、「主要な公共施設整備事業」です。



政策を取り巻く現状

本区における合計特殊出生率は、平成 22 年度時点で 1.15 であり、東京都全体の平均 1.12 より高いものの全国平均の 1.39 を大幅に下回っており、少子化の傾向には歯止めがかかっていません。

しかしその一方では、都市部への人口流入により、本区の児童数は緩やかに増加しているほか、女性の社会進出などから、夫婦共働きを希望する子育て家庭の保育ニーズは増大傾向にあります。

こうしたなか、区は平成 20 年度に「墨田区保育園待機児童の解消を目指す緊急 3 カ年計画」を策定し、保育の定員拡大やサービス拡充に重点的に取り組んできました。その結果、平成 21 年 4 月に 218 人であった保育園待機児童数は、平成 22 年同月に 145 人、23 年同月には 104 人と連続して減少させることができたものの、待機児童解消までには今後一層の取り組みが必要な状況です。

また、核家族化、集合住宅の増加、ライフスタイルの多様化などにより、血縁・地縁による人のつながりが希薄化しつつあるなかで、保護者が子育てに不安や負担を抱えながらも、周囲の人に相談できないまま孤立することで児童虐待につながるケースが急増しています。

こうしたことを踏まえ、区では、平成 17 年 3 月に計画期間を 10 年間とする「すみだ子育て・子育て応援宣言 墨田区次世代育成支援行動計画」を策定し、中間年にあたる平成 22 年 3 月には同計画の改定を行いました。今後は、この計画に基づくさまざまな子育て支援策を積極的に推進します。



政策実現に向けての課題

安心して子育てができるしくみをつくるためには、保育園・学童クラブ等の整備や子育て支援サービスの拡充により、すべての子育て家庭が必要な支援サービスを利用できる体制を整えることが必要です。

また、子育ての悩みや不安に関する相談・支援体制の充実も求められています。

そのためには、区、地域、企業等の多様な主体の協働により、地域社会全体で子育てを支えていくことが必要です。区は、こうした視点から、すべての子育て家庭を対象としたさまざまな施策を展開していく必要があります。

施策 431

すべての子育て家庭が、必要な子育て支援サービスを利用できる体制をつくる

施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

すべての子育て家庭が子育て支援サービスを利用し、子育てに伴う不安や負担感を抱かずに楽しく子育てに取り組んでいます。



施策の達成をはかる指標

■「子育てしやすいまち」と思う区民の割合

指標とした理由

子育て支援サービスの満足度をあらかず数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 40.8%	<中間目標> 43.0%	<現状値> 46.1%	<最終目標> 52.0%	区民アンケート調査

*目標値を変更した理由：平成 22 年度の現状値から指標の推移を踏まえ、最終目標（48.0%）をさらに高い目標値に変更します。

■子育てひろば登録者数

指標とした理由

子育て家庭を支える環境の整備状況をあらかず数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 6,733 人	<中間目標> 6,800 人	<現状値> 6,820 人	<最終目標> 6,900 人	所管課データ

現状と課題

現状とこれまでの取り組み

少子化や核家族化が進み、地域のつながりが薄れつつあるなかで、子育てに関して周囲の手助けを期待することが難しくなり、子育てについての孤立感や負担感が大きくなっています。平成 21 年 3 月に実施した「墨田区次世代育成支援行動計画策定のための調査報告書」によると、区内の乳幼児のうち 0 歳児の 8 割台、1 歳児の 6 割台、2 歳児の 6 割近くは家庭で養育されています。こうした在宅で子育てを行っている家庭に対する支援サービスを実施するための拠点施設として、平成 19 年 4 月に「子育て支援総合センター」を開設しました。また、保護者の病気や出産等による緊急的な保育等の支援を実施するとともに、子育て親子の交流の促進、子育て相談、子育てに関する情報の提供や講演会などを行っています。

今後の課題

すべての子育て家庭がゆとりをもって楽しく子育てができる環境づくりが求められています。そのため、保育所の整備だけでなく、在宅で子育てを行っている家庭でも必要な場合に保育サービスを利用できる「緊急一時保育事業」、「一時預かり事業」などの拡充や、親子が交流したり、子育てに関する情報交換ができる機会の充実、子育ての不安や悩みについて相談や適切なアドバイスが受けられる機会の増大等が必要となっています。こうしたことを踏まえ、暫定的に設置・運営している文花子育てひろばを恒久施設として整備する必要があります。なお、児童相談所については、都区の事務配分を検討する「都区のあり方検討委員会」で区に移管する方向付けがされたため、今後の動向に注視する必要があります。さらに、国において検討されている「子ども・子育て新システム」を視野に入れた、幼稚園と保育園を一体化した総合施設の検討も必要となっています。

各主体が担う役割

区が取り組むこと

在宅で子育てを行っている家庭などすべての子育て家庭が利用できる、多様な子育て支援サービスの充実を図るほか、地域で子育てを支援する人材の育成や効果的な活用を図るためのネットワークを構築し、ゆとりをもって楽しく子育てができる環境づくりを行います。

主な事業

緊急一時保育事業

在宅で子育てを行っている家庭の保護者の死亡、失踪、離別、出産、病気や家族の看護・介護等により、一時的に子どもを保育できない場合、緊急一時枠を設けた保育所などで保育します。

一時預かり事業

在宅で子育てを行っている家庭の保護者が所用で外出したり、育児負担を軽減したい場合等に、子どもを一時的に保育園で預ります。

子育て相談事業

子育て支援総合センターや子育てひろば等でさまざまな子育て相談に応じるほか、認可保育園が地域の子育ての相談窓口になる「子育て安心ステーション事業」など、各種相談事業を行います。

子育てひろば事業

地域の子育て支援のため、親子が気軽に利用できる場の設置や交流を深める取り組み、子育て相談、子育てに関する情報の提供や講習会等を行います。

訪問型保育支援事業【新規】

保護者が体調不良等で一時的に保育が困難なときに、区が認定した「子育てサポーター」が自宅を訪問し保育を行うほか、「病後児（軽症病児）保育」や「緊急預かり」を実施します。

ファミリー・サポート・センター事業

区民による会員制の組織をつくり、保育園・幼稚園の送迎等の子育てへの手助けを会員相互の援助活動のなかで行います。

子育てひろば整備事業

旧西吾婦小学校内に暫定設置している文花子育てひろばを、中小企業センター内（あずま図書館跡）に再整備します。

区民が取り組むこと

みずからの子育てに関するノウハウを活かし、また、子育てボランティア養成講座に参加し、子育てサポーターとして子育て支援サービス事業に積極的に参加します。地域の子どもたちを見守るとともに、地域で子どもの子育て・子育てを応援します。

事業者が取り組むこと

区民ニーズに的確に対応した子育て支援サービスを提供します。

施策 432

子育てと仕事が両立できるしくみをつくる

施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

さまざまな保育サービスの充実が図られ、育児を理由に仕事をやめることなく、必要な時に必要な保育サービスを利用しています。



施策の達成をはかる指標

■ 0 歳児から 2 歳児までの保育定員の整備率

*保育サービス定員の整備率：各年 4 月 1 日現在の 0 歳児から 2 歳児までの人口（住民基本台帳）に対する保育サービス定員（認可保育所、認証保育所、家庭福祉員受託児童）の割合

指標とした理由

就労等により日中子どもを受け入れられる施設数をあらかず数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 29.1%	<中間目標> —	<現状値> 33.3%	<最終目標> 40.0%	所管課データ

*指標を変更した理由：国の「子ども・子育てビジョン」に基づき、保育園待機児童の大半を占める 0～2 歳児にかかる保育定員の整備率に指標を変更します。

■ 延長、休日および一時保育サービスを受けている園児数

指標とした理由

多様な保育サービスの充実度をあらかず数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 6,518 人	<中間目標> 14,900 人	<現状値> 10,897 人	<最終目標> 15,550 人	所管課データ

*目標値を変更した理由：中間目標は下回ったものの、今後の取り組み等を踏まえ、最終目標（17,600 人）を現状値の 40% 増に変更します。

現状と課題

現状とこれまでの取り組み

平成 20 年 6 月に策定した「墨田区保育園待機児童の解消を目指す緊急 3 ヶ年計画」の前倒し・追加策等の実施により、平成 20 年度から 22 年度までの 3 年間で、当初計画目標の 2 倍となる約 550 人の保育定員を拡大しました。その結果、平成 22 年 4 月 1 日現在の本区の保育所整備率（就学前児童数に対する保育定員数の割合）は、40% を超え 23 区中トップとなり、待機児童数も 22 年 4 月および 23 年同月と 2 年連続で減少しましたが、待機児童解消までにはいたっていない状況です。

今後の課題

保育園待機児童はまだ解消されていないことに加え、保育ニーズも増加傾向にあることから、さらなる保育定員の拡大や保育サービスの拡充が必要ですが、今後は、少子化傾向や国の「子ども・子育て新システム」の動向を見据えながら、幼稚園での預かり保育や子ども園等の整備についても検討していく必要があります。

各主体が担う役割

区が取り組むこと

さまざまな保育ニーズに応えるため、区立保育園の運営をはじめ、各種サービスの充実を図ります。

主な事業

認可保育園等整備支援事業

保育園待機児童の多い区南部地域における私立認可保育園の整備を支援します。

家庭的保育推進事業

家庭福祉員（保育ママ）の増員を図り、保育室の整備・運営に必要な支援を行います。また、保育の質の向上や連携のしくみづくりを推進します。

認証保育所支援事業

都が独自に基準を定めて認証した保育所に対し支援を行います。また認証保育所への入所を促進するため、利用者に対して、保育料の一部を助成します。

病後児・病児保育事業

病気の回復期で保育園等に通園できない児童に対して、専用スペースで保育を行う私立保育園を支援します。また、病気のときに預かる病児保育の実施も検討します。

定期利用保育事業

パートタイム勤労等、保護者の就労形態に対応した、定期的な短時間保育を行います。

幼保一体化事業【新規】

幼稚園と保育園とが一体化した「子ども園（認定子ども園を含む）」の整備を支援するほか、幼保連携による新しいサービスの提供を促進します。

保育園改築・改修事業

老朽化した保育園の改築（2園）を行うほか、耐震化の必要な保育園の耐震補強を行います。

区民が取り組むこと

みずからの子育てに関するノウハウを活かして、子育て支援サービス事業に積極的に参加します。

事業者が取り組むこと

子育てに取り組む従業員のために保育サービスを充実させ、子育てと仕事を両立しやすい職場環境をつくれます。

施策 433

地域のなかで子どもの健全な子育て、子育てができる環境をつくる

施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

すべての子育て家庭が、地域ぐるみの子育て支援体制の整っているなかで暮らし、子どもたちが地域で健全に育っています。



施策の達成をはかる指標

■ 児童館の延べ利用者数

指標とした理由

地域の子育て支援の充実度をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 518,500 人	<中間目標> 550,000 人	<現状値> 533,133 人	<最終目標> 600,000 人	所管課データ

■ 学童クラブの利用承認数

指標とした理由

地域の子育て支援の充実度をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 1,221 人	<中間目標> 1,300 人	<現状値> 1,585 人	<最終目標> 1,700 人	所管課データ

*目標値を変更した理由：最終目標（1,500 人）を達成したため、「墨田区次世代育成支援後期行動計画」に基づき、さらに高い目標値に変更します。

現状と課題

現状とこれまでの取り組み

地域の子どもたちの成長を支援する施設として、11 か所の児童館を設置しています。児童館では子育て時期にある親子の交流事業や思春期の子どもたちへの居場所づくり、幅広い年代の子どもたちの安全な遊びの場と交流の機会の提供をするとともに、レクリエーションや仲間づくり、読書や創作活動、運動などを通じて健康を増進し、子どもたちが情緒豊かに育つようさまざまな事業を行っています。また、親の就労などで放課後の子どもの保護育成が難しい家庭の子育てを支援するため、区立学童クラブを 30 か所設置しているほか私立学童クラブも 4 か所設置されています。

一方、児童虐待から子どもを守るため、地域の関係機関や関係団体等から構成する「要保護児童対策地域協議会」を設置し、虐待の早期発見や発生防止に取り組んでいます。

今後の課題

都市化や核家族化が進み、親の就労形態も多様化するなかで、児童虐待の頻発や子どもが被害者や加害者となる事件が増加するなど、子どもたちの健全な成長を支えるうえで、さまざまな課題が発生しています。このため、地域の人々が協力してこれらの課題解決に取り組み、地域全体で子育て家庭を支援し、子どもたちが健全に成長するための環境づくりを推進していく必要があります。

各主体が担う役割

区が取り組むこと

児童館、学童クラブ、放課後の学校施設などを拠点として、子どもの健全な成長を支援します。また、児童虐待の未然防止や早期発見、適切な対応を行います。

主
な
事
業

児童虐待防止推進事業

民生委員・児童委員、その他関係機関から構成する「墨田区要保護児童対策地域協議会」を設置し、情報の交換や支援の協議を行います。さらに、養育支援が必要な家庭を訪問し、育児・家事の援助や養育に関する指導助言等を行う「養育支援訪問事業」を実施します。

児童館運営事業

児童館の通年開館や利用時間を延長し、乳幼児から中高生までを対象に、地域の子育て拠点としてのサービスの充実を図ります。

放課後児童健全育成事業（学童クラブ運営）

親の就労などで、放課後の子どもの養育が難しい家庭の子育てを支援するため、学童クラブ事業の充実を図るとともに待機児童の解消をめざします。

地域連携活動推進事業

児童館を中心に、保護者や町会・自治会、子ども会、母親グループ等が協力しあい、地域の子どもたちの成長を支援する活動を推進します。

児童館等整備事業

老朽化が進んだ児童館の耐震化や整備等を行います。

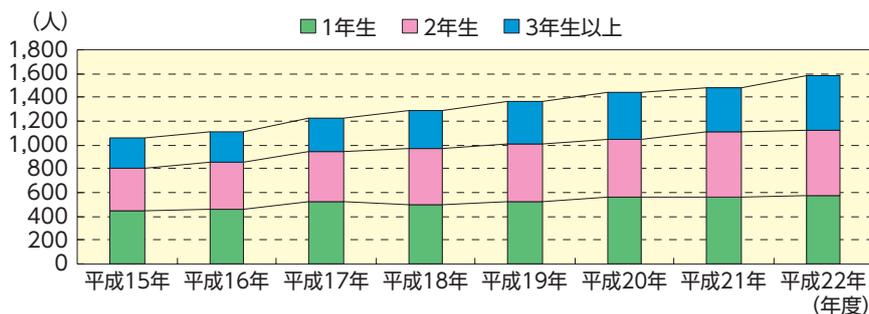
区民が取り組むこと

地域組織や地域の人々と児童館が協力して、地域の子どもたちを育てます。また、地域での見守りが必要な子どもを支援します。

事業者が取り組むこと

企業内保育や育児休業制度の充実をはかります。事業者の立場からも地域の子どもに温かい目を向けて見守ります。

◆学童クラブ利用承認数推移 出典：墨田区行政基礎資料集



政策 440

高齢者が尊厳をもち、 安心して暮らせるしくみをつくる

高齢者が社会の担い手として活躍しています。また、介護保険サービスや生活支援サービスが充実し、すべての高齢者が、自立して、住み慣れた地域で生きがいをもって生活しています。



政策を実現させるための施策

440 高齢者が尊厳をもち、安心して暮らせるしくみをつくる

441 元気で生きがいに満ちた高齢期を創造する

- セカンドステージ支援事業
- 元気高齢者施設管理運営事業
- 老人クラブ運営支援事業
- 公益社団法人墨田区シルバー人材センター運営支援事業

442 高齢者が自立して生活できるよう支援する

- 高齢者支援総合センター事業（地域包括支援センター事業）
- 介護予防給付サービス事業
- 介護予防事業

443 高齢者が地域で暮らし続けるための環境をつくる

- 介護給付サービス事業
- 高齢者みまもり相談室事業
- 都市型軽費老人ホーム整備支援事業
- 地域密着型サービス施設整備支援事業
- 特別養護老人ホーム整備支援事業



政策を取り巻く現状

日本全体の高齢化が進むなか、平成23年1月現在の墨田区の高齢化率は21.9%に達し、区民の5人に1人が65歳以上の高齢者となっています。高齢者のひとり暮らし世帯や認知症*高齢者の増加は、近年、社会問題となっている孤立死や所在不明者の発生にもつながります。このため、高齢者が健康でいきいきとした自分らしい生活を維持できるしくみづくりは、本区にとって重要課題となっています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、災害時要援護者の安否確認体制の整備が新たな課題として浮き彫りになりました。

区としても高齢者福祉施策の充実をめざすための基本的指針として、平成12年3月に「高齢者保健福祉総合計画」を策定し、その後3年ごとに「高齢者福祉総合計画」の改定を行い、さまざまな施策を実施しています。



政策実現に向けての課題

高齢者の生活様式や家族構成、健康状態、経済状態などが多様化していることに伴い、個々の高齢者に対応したきめ細かな取り組みが必要となっています。

すべての高齢者が、住み慣れた地域で生きがいをもって元気に生活するためには、高齢者自身が地域のなかで趣味、仕事、地域貢献活動などに接するさまざまな機会を提供することが必要です。また、介護予防施策の充実や介護保険サービスの適切な提供も大きな課題となっています。

さらに、今後予想される大規模災害に対し、日ごろから高齢者の見守り体制を整備し、災害時の安否確認や避難支援に結びつくしくみを構築する必要があります。



***認知症**：成人に起こる認知障害で、記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性でなく慢性に持続することによって日常生活に支障をきたした状態のことです。認知症を起こす原因の多くは病気によるものであり、代表的なものとしては、「アルツハイマー型認知症」と「脳血管性認知症」があります。

施策 441

元気で生きがいに満ちた高齢期を創造する

施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

多くの高齢者が、豊かな経験や技能を活かし主体的な社会参加などを通じて、元気でいきいきとした暮らしをしています。



施策の達成をはかる指標

■「高齢者がいきいきと暮らしている」と思う区民の割合

指標とした理由

高齢者の生活感覚をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 49.1%	<中間目標> 52.0%	<現状値> 54.9%	<最終目標> 60.0%	区民アンケート調査

*目標値を変更した理由：最終目標（54.0%）を達成したため、今後の取り組み等を踏まえ、さらに高い目標値に変更します。

■ シルバー人材センター登録者数

指標とした理由

高齢者の社会参加をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 1,778 人	<中間目標> 2,300 人	<現状値> 1,965 人	<最終目標> 2,800 人	所管課データ

現状と課題

現状とこれまでの取り組み

平成 23 年 1 月現在、高齢者人口は 52,616 人で、高齢化率は 21.9%に達し、今後とも上昇することが予想され、特に後期高齢者の割合が高くなります。これまで区では老人クラブ活動の支援を行ってききましたが、老人クラブの加入率は平成 18 年 4 月の 29.9%から平成 23 年 4 月に 26.5%へと低下する一方、シルバー人材センターの会員数は平成 18 年度末の 1,762 人から平成 22 年度末に 1,965 人に増加しています。また、高齢者のための施設として立花ゆうゆう館、梅若ゆうゆう館、いきいきプラザを運営しているほか、高齢期の区民に新たな活動の場づくりを進めるためにNPO法人てーねん・どすこい倶楽部が活動しています。

今後の課題

平成 27 年度には団塊の世代が 65 歳以上になるなど、従来とは異なった価値観をもつ高齢者が増加し、既存の生き方や組織・団体にとらわれない新たな活動が展開されるものと想定されます。元気で生きがいに満ちた生活を営む主体は高齢者みずからであり、区は必要に応じて支援する立場で施策を進めることが重要となっています。

各主体が担う役割

区が取り組むこと

元気高齢者の能力を活かすしくみや、社会参加のきっかけとなる場の提供、ネットワークづくりを支援します。

セカンドステージ支援事業

元気な高齢者に対し、経験や知識・技術を地域で活用できるよう支援します。

元気高齢者施設管理運営事業

いきいきプラザやゆうゆう館などの運営を通じて、生きがい活動の場を提供します。

老人クラブ運営支援事業

個別の老人クラブや老人クラブ連合会に対し、健康増進・教養向上等の活動を地域で展開できるよう支援します。

公益社団法人墨田区シルバー人材センター運営支援事業

公益社団法人墨田区シルバー人材センターに対し、高齢者の就労拡大等、円滑な事業運営が展開できるよう支援します。

主
な
事
業

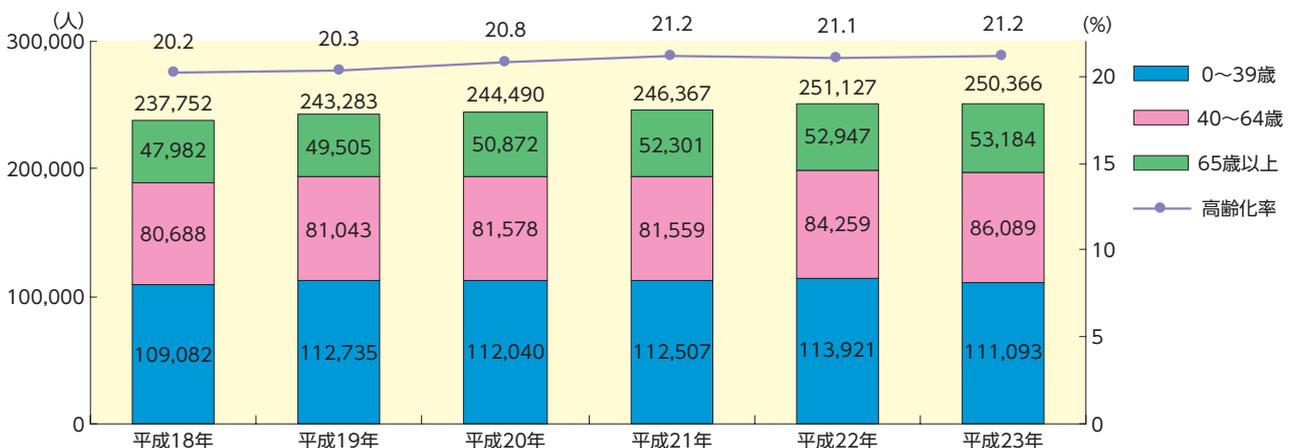
区民が取り組むこと

高齢者のライフスタイルが多様化するなか、高齢者は住み慣れた地域において、もてる能力を活用してさまざまな形で活動します。

事業者が取り組むこと

墨田区シルバー人材センターは、公益社団法人として受注の拡大を図るとともに、働くことを通じて高齢者の生きがいと健康づくりをすすめ、活力ある地域社会づくりに貢献します。また、一般企業では、高齢者の経験や能力を活かせるような就業・雇用形態をとります。

◆年齢3区分別墨田区の高齢者人口の推移



(注) 各年10月1日現在
資料：墨田区「住民基本台帳」「外国人登録人口」

施策 442

高齢者が自立して生活できるよう支援する

施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

普段から健康管理や介護予防に取り組むことによって、できる限り介護を必要とせずに、自立して暮らし続けている高齢者が増えています。



施策の達成をはかる指標

■ 元気応援高齢者*（特定高齢者）の介護予防事業への参加人数

指標とした理由

介護予防施策への関心度をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 106 人 (平成 18 年度)	<中間目標> -	<現状値> 386 人	<最終目標> 500 人	所管課データ

*指標を変更した理由：高齢者自らが介護予防を意識している状況をはかる指標に変更します。

■ 介護を必要としない生活を送るために、何らかの活動に取り組んでいる 60 歳以上の区民の割合

指標とした理由

介護予防を実践する区民の割合をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 30.8%	<中間目標> 32.0%	<現状値> 38.3%	<最終目標> 44.0%	区民アンケート調査

*目標値を変更した理由：最終目標（34.0%）を達成したため、今後の取り組み等を踏まえ、さらに高い目標値に変更します。

現状と課題

現状とこれまでの取り組み

介護予防施策については、従来から転倒予防教室やすみだテイクテン*などの各種の事業を実施してきたことに加え、高齢者がさらに増加する社会を見すえ、平成 18 年 4 月介護保険制度が改正され、予防重視型システムへの転換によって、高齢者支援総合センター（地域包括支援センター）、介護予防給付サービスなどの事業が開始されました。一方で、介護予防事業の普及・啓発も実施していますが、参加者はまだまだ少ない状況です。

今後の課題

要介護認定者数やサービス利用者数は高齢者人口の伸びとともに、今後も年々増加していくことが見込まれています。そこで、介護給付サービスが必要な状態にならないことや要介護度の進行を予防することが必要です。そのためには、区民がみずからの健康状態を把握し、積極的に心身機能の低下防止等に努めること、また介護が必要となる前の段階から一人ひとりの身体状況や生活環境に即した介護予防給付サービスが継続的に提供されることが重要です。さらに、身近な地域のなかでその方に必要な事業・サービスを提供する体制づくりと介護予防事業の利用促進が重要となっています。

*元気応援高齢者：要支援・要介護状態になるおそれの高い 65 歳以上の高齢者をいいます。

*テイクテン：1 日に 10 分間の運動を 2～3 回行い 10 品目の食品をとるという介護予防プログラムで、介護予防システムの一つです。

各主体が担う役割

区が取り組むこと

介護予防サービスが、一人ひとりの状況に適した内容で、身近な地域において包括的・継続的に提供できるシステムづくりを進めます。

主 な 事 業

高年齢者支援総合センター事業（地域包括支援センター事業）

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などの職員が専門性を活かしながら高齢者への総合相談等の支援事業を実施します。

介護予防給付サービス事業

高齢者が要介護状態となることを予防するため、心身の状況等に応じて本人の選択に基づき、訪問リハビリなどの介護予防給付サービスを実施します。これらのサービスを利用した際に、そのサービスに対する保険給付費分を支払います。

介護予防事業

高齢者ができる限り要支援、要介護状態になることなく、住み慣れた地域のなかで、生活機能低下を防ぎ、介護等が必要になる状況を予防するために、介護予防に関する必要な知識等の普及・啓発事業や介護予防教室の開催等を行います。

区民が取り組むこと

健康保持や機能回復など、介護予防に積極的に取り組みます。

事業者が取り組むこと

高齢者の権利を理解し、適切な介護予防サービスを提供します。施設の段差解消などバリアフリー化を進めます。

介護予防事業



施策 443

高齢者が地域で暮らし続けるための環境をつくる

施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

要介護状態になった場合でも、介護保険サービスや生活支援サービスを利用しながら、住み慣れた地域のなかで安心して暮らす高齢者が増えています。



施策の達成をはかる指標

■ 介護老人福祉施設入所待機者数

指標とした理由

介護保険サービスを適正に利用できている状態をあらわす指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 678 人	<中間目標> 640 人	<現状値> 865 人	<最終目標> 500 人	所管課データ

■ 地域密着型サービス施設（認知症グループホーム・小規模多機能型）の整備状況

指標を変更した理由

住み慣れた地域で暮らし続けるため、地域密着型サービス施設の定員数をあらわす指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 131 人 (平成 18 年度)	<中間目標> -	<現状値> 226 人	<最終目標> 554 人	所管課データ

*指標を変更した理由：区では、高齢者が住み慣れた地域で生活を送ることができるよう施設を整備しているため、この整備状況の指標に変更します。

現状と課題

現状とこれまでの取り組み

平成 23 年 1 月末現在の要介護認定者数は 8,673 人で、区内の全高齢者数に対し約 15%の割合となっており、介護保険制度が発足した平成 12 年 4 月当時の認定者数と比較すると、約 2 倍に増加しています。区では、これまで介護が必要な方が十分に介護保険サービスを利用できるようサービス提供事業所の参入を促進するなど、介護サービスの基盤整備に力を注いできました。また、平成 21 年 3 月に「第 4 期介護保険事業計画」を策定し、制度の充実に努めています。

今後の課題

今後は、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加することが見込まれており、住み慣れた地域や自宅での生活を安心して継続できるよう、地域で高齢者を支えるしくみの構築と居宅サービスの一層の充実や地域密着型サービスの基盤整備を進めること、また介護が必要となる前においても、身体機能の低下により、ひとり暮らしに不安のある高齢者が利用できる住まいの整備が必要となっています。

各主体が担う役割

区が取り組むこと

介護保険制度の普及と、高齢者のニーズにあった適正なサービスが利用できるよう支援します。

主な事業

介護給付サービス事業

要介護者が居宅サービスや施設サービス等の介護サービスを利用した際に、そのサービスに対する保険給付費分を支払います。

高齢者みまもり相談室事業

地域での高齢者の見守りを支援するため、相談室を区内 8 か所の高齢者支援総合センターのエリアごとに設置し、見守りが必要な高齢者の発見、支援を行います。

都市型軽費老人ホーム整備支援事業

介護が必要となる前においても、身体機能の低下した低所得高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、都市型軽費老人ホームの整備（5 棟、100 戸）を支援します。

地域密着型サービス施設整備支援事業

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域での生活を継続できるよう、認知症高齢者のグループホームなどの地域密着型サービス施設の整備を支援します。

特別養護老人ホーム整備支援事業

在宅での生活が困難となった要介護者のために、特別養護老人ホームの整備を支援します。

区民が取り組むこと

地域での声かけや安否確認、地域福祉活動等へ積極的に参加します。また、高齢者福祉サービスについての理解を深め、主体的かつ適正に利用します。

事業者が取り組むこと

高齢者の権利を理解し、各種サービスの質の向上に努め、適切な介護・福祉サービスを提供します。

政策 450

障害者が尊厳をもち、 安心して暮らせるしくみをつくる

ノーマライゼーション*の理念のもと、障害のある人も、ない人も、お互いに区民の一員として尊重しあい、支えあいながら、住み慣れた地域で生活しています。また、障害の有無に関わらず社会参画できており、その個性に応じて活動しています。



政策を実現させるための施策

450 障害者が尊厳をもち、安心して暮らせるしくみをつくる

451 障害者の自立生活を支援する

- 障害者自立支援給付等事業
- 障害児療育・放課後支援事業
- 障害者コミュニケーション・外出サポート支援事業
- 重度障害者グループホーム等運営支援事業

452 障害者の社会参画と自己実現を支援する

- 障害者就労支援事業
- 心身障害者団体等運営支援事業
- 障害に関する啓発（ノーマライゼーションの普及）事業
- 障害者小規模就労支援施設整備支援事業【新規】
- ★（仮称）すみだ障害者就労支援総合センター整備事業

※★の事業は施策を達成するための、「主要な公共施設整備事業」です。



政策を取り巻く現状

少子高齢化が進展するなか、障害者の周囲でも老障介護や障害者自身の高齢化などによって、さまざまな問題が生じています。障害者が社会の一員として、働きながら「すみだ」で暮らし続けるため、ライフステージに応じた支援のしくみづくりがますます重要になっています。

昭和56年の国際障害者年以來、ノーマライゼーションの考えのもと「完全参加と平等」の実現に向けた取り組みが行われてきました。また、平成15年度から、サービスを利用者が選ぶ支援費制度が導入され、平成18年4月には、障害の種別にかかわらず障害者の自立をすすめる「障害者自立支援法」が施行され、障害者を取り巻く環境は、大きく変化しています。平成22年12月には、障害者自立支援法の一部改正が行われ、同法に代わる障害者総合福祉法（仮称）の制定に向け、検討が進められています。

本区では、昭和57年3月に「障害者問題解決のための墨田区第1期行動計画」を策定して以来、障害者問題の解決に計画的に取り組んできました。また、平成23年3月には「墨田区障害者行動計画」を改定し、すみだで暮らし続けるためのさまざまな施策への取り組みを行っています。



政策実現に向けての課題

障害者が独立した人格をもつ個人として尊重され、地域において自立して生活していくためには、日常生活や社会生活において、さまざまな活動にチャレンジできるようになることが大切です。そのなかで区をはじめ、家族や支援者を含む障害者を取り巻く区民や事業者は、障害者自身が選択・決定する生活支援サービスと居住の場、情報提供やコミュニケーションの保障、自己実現に向けた支援などの条件整備や支援に取り組んでいかなければなりません。一方、区内のサービスレベルの向上のため、区からの外部委託などを通じた公共サービスに、民間事業者の専門性や柔軟性を活かしていく必要があります。

さらに、障害者が積極的に社会に参加できる環境をつくっていくには、障害および障害者に対する差別や偏見を取り除くための、心のバリアフリー施策が重要です。

そのため、区民に対する障害および障害者理解を深めるための働きかけと、障害当事者およびセルフヘルプ（自助）グループ*による地域交流活動や社会貢献活動など、区民活動と接点をもった活動の育成・支援の両面から施策を展開していく必要があります。

***ノーマライゼーション**：障害のある人もない人も、社会の一員として、お互い尊重し支えあいながら、地域のなかでともに生活するあたりまえの社会を実現する、という考え方です。

***セルフヘルプ（自助）グループ**：同じ問題をもつ当事者同士が集まって、経験と力と希望をわかちあう場所。「自助グループ」と訳されることもありますが、近年は「相互援助グループ」と呼ばれることが多くなっています。

施策 451

障害者の自立生活を支援する

施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

障害のある人も、ない人も、お互いに区民の一員として尊重しあい、支えあいながら、住み慣れた地域で生活しています。



施策の達成をはかる指標

■ 児童デイサービス（I型）の利用人数

指標とした理由

発達に不安がある児童を療育機関につなげた数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 344 人/月*	<中間目標> —	<現状値> 1,088 人/月	<最終目標> 1,560 人/月	所管課データ

*値は、各年度の 3 月の延べ利用者数 平成 17 年度実績値は、法外事業である心身障害児療育施設としての利用者数

***指標を変更した理由**：障害者の自立を支援するには低年齢から早期に療育をはじめると効果が高いため、発達に不安がある就学前の乳幼児から小学校 3 年生までを対象として指導・援助を行う施設である「みつばち園」および「にじの子」の利用者数に指標を変更します。なお、I 型とは利用者の 7 割を乳幼児とした児童デイサービスのことです。

■ グループホーム・ケアホーム利用者数

指標とした理由

障害者が地域で自立した生活を送る状況をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 73 人	<中間目標> 88 人	<現状値> 115 人	<最終目標> 143 人	所管課データ

***目標値を変更した理由**：最終目標（100 人）を達成したため、「障害者福祉計画」との整合性を図り、さらに高い目標値に変更します。

現状と課題

現状とこれまでの取り組み

平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス、地域の特性に応じた地域生活支援事業（移動支援、障害児放課後支援の拡充）、区独自による生活支援策への取り組みなど、障害者福祉施策の充実が図られてきました。また、地域での自立生活を支援するため、生活の基盤となるグループホーム・ケアホームの整備支援を推進したことで、平成 22 年 2 月に「ほーむアンブレラ」が、平成 23 年 5 月に「すずらん」がそれぞれ開設されました。さらに、より重度の障害者の自立生活を支援するため、区内のグループホーム等が重度障害者を受け入れた場合に職員配置の充実を支援する制度を開始しました。

今後の課題

乳幼児期における障害の早期発見・早期療育のための体制整備に始まり、学齢期の障害児に対する生活や家族の支援、成年期以降の自立や親なき後対策のための生活基盤整備など、それぞれの障害特性やライフステージに応じた課題に対応していく継続的な地域での支援体制が求められています。

各主体が担う役割

区が取り組むこと

地域での自立生活を支えるサービス基盤を民間事業者と連携して整備するとともに、障害者みずからが生活のあり方を決定し、自分らしい生活を送るために必要な生活支援のしくみを整備します。

主な事業

▶ 障害者自立支援給付等事業

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業、区の独自事業で障害者やその家族の日常生活を支援します。

▶ 障害児療育・放課後支援事業

区内の児童デイサービスで療育相談指導、日常生活の基本動作・集団生活への適応訓練を行います。また、子どもの健やかな発達を支援するとともに、障害児が放課後や学校休校日に活動できる場を広げていきます。

▶ 障害者コミュニケーション・外出サポート支援事業

障害者が自立した日常生活を送るため、それぞれの障害特性に応じたコミュニケーションの支援を行います。また、通所バスの運行、移動支援、福祉タクシー利用券の交付など外出のサポートを行います。

▶ 重度障害者グループホーム等運営支援事業

区内のグループホームやケアホームが重度障害者を受け入れた場合、職員配置の充実などを支援します。

区民が取り組むこと

障害や障害者に対し理解を深め、日ごろからの近隣同士の付き合いなどを通じて、区民の一員としての交流をもつとともに、災害時などには積極的な支援ができる関係をつくれます。

事業者が取り組むこと

人権擁護とノーマライゼーションの精神を基本に、障害福祉サービス事業者は、サービスの質の向上、利用者の立場に立った関係機関との連携を図り、障害者の自立生活の支援をします。

施策 452

障害者の社会参画と自己実現を支援する

施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

障害者が、さまざまな場面で社会参加ができ、障害の有無に関わらず誰もがその個性に応じて働くなど、活動しています。



施策の達成をはかる指標

■ 障害者雇用率

指標とした理由

事業所の障害者雇用状況をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 1.39%	<中間目標> 1.50%	<現状値> 1.57%	<最終目標> 1.75%	ハローワーク墨田

*目標値を変更した理由:平成 22 年度の現状値から、指標の推移を踏まえ、最終目標 (1.60%) をさらに高い目標値に変更します。

■ 区の障害者就労支援センターを通じて就労した人数

指標とした理由

障害者の就労状況をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 24 人/年	<中間目標> 25 人/年	<現状値> 47 人/年	<最終目標> 50 人/年	所管課データ

*目標値を変更した理由:最終目標 (25 人/年) を達成したため、区の就労支援総合センターの開設等を踏まえ、さらに高い目標値に変更します。

現状と課題

現状とこれまでの取り組み

障害者が社会参加するための支援として、就労が難しい障害者の生活介護事業所である「すみだステップハウスおおぞら ひだまり」を平成 22 年 4 月に整備し、日中活動の場を確保しました。企業で働くことが難しい障害者のための福祉作業所では、障害者自立支援法に基づく福祉施設への移行支援や墨田区福祉作業所等ネットワーク「kai」の設立などを通じて、福祉作業所の安定的な運営や利用者の工賃アップを図りました。また、働く意欲のある障害者の就労支援のため、一般就労全般に関する相談、就職準備活動支援、職場開拓、職場定着支援等の事業などトータルでサポートするすみだ障害者就労支援総合センター（仮称）を整備しています。

今後の課題

障害者の一般就労には、就労後の定着支援など就労後にも一定の人的援助が欠かせません。今後は、障害者就労支援総合センターの総合的な支援を基盤にハローワーク、NPOなどの関係機関が連携し障害者の一般就労支援に一体的に取り組むことが求められています。また、障害者雇用に対する環境整備はされつつありますが、障害者の雇用や就労の継続は景気などの社会情勢に影響されることは否めません。そのため、さらに事業者の障害者に対する理解を広め、雇用を続けるための支援を行う必要があります。

各主体が担う役割

区が取り組むこと

障害者一人ひとりが地域とのつながりを持ち自己実現や社会貢献をしていくことができるよう、さまざまな活動の場の整備を進めるとともに、区民等に障害に対する啓発を行います。

主 な 事 業

▶ 障害者就労支援事業

企業への就労を希望する障害者に訓練の場を提供するとともに、求職活動の支援や、就労生活全般への支援も行い、働き続ける障害者を支援します。また、雇用先企業への支援も行います。

▶ 心身障害者団体等運営支援事業

心身障害者団体が行う自主的な活動を支援します。

▶ 障害に関する啓発（ノーマライゼーションの普及）事業

障害や障害者に対する無理解・無関心、偏見や差別をなくすため、あらゆる機会を通じて、啓発を行います。

▶ 障害者小規模就労支援施設整備支援事業【新規】

公有地を活用し、民間事業者の就労支援施設整備を支援します。

▶ (仮称) すみだ障害者就労支援総合センター整備事業

旧本所授産場跡地に、障害者の就労を総合的に支援（相談・訓練等）する施設を整備します。

区民が取り組むこと

障害や障害者に対する理解を深めるために、イベントや研修などの啓発活動に参加します。障害者みずからもさまざまな体験を通じて自己の力を高めたり、活用を図り、ピアサポート（同じような立場の人による支援）をはじめ、障害特性を活かした活動の場を広げることに努めます。

事業者が取り組むこと

障害福祉サービス事業所では、福祉的就労や就労に向けての訓練などを通して、利用者の自己実現の一助となるよう支援します。また、一般企業では、障害の理解とともにその特性に応じた労働環境の工夫を図り、障害者の雇用を進めます。

政策 460

生涯にわたり、健康に暮らせるしくみをつくる

さまざまな健康課題に適切に対応できる保健・医療の環境が整い、すべての区民が食中毒、薬害、感染症などにあうことなく安全な生活環境が確保され、心身ともに健康で暮らし、元気で自立している高齢者が増えています。



政策を実現させるための施策

460 生涯にわたり、健康に暮らせるしくみをつくる

461 区民一人ひとりの健康づくりを支援する

- 生活習慣の改善普及事業
- 食育推進事業
- がん予防対策事業
- 区民健康診査事業
- こころの健康づくり事業
- 地域健康づくり事業

463 適切な保健医療体制づくりを進める

- 地域医療連携の推進事業
- かかりつけ医・歯科医・薬局をもつことの推進事業
- 休日応急診療・小児救急平日夜間診療事業
- 国民健康保険運営事務
- ★ 保健センター等整備事業

462 生活衛生の安全を確保する

- 食品衛生監視事業
- 環境衛生監視事業
- 医薬品等の安全確保事業
- 動物の愛護と適正管理対策事業
- 感染症対策事業

※★の事業は施策を達成するための、「主要な公共施設整備事業」です。



政策を取り巻く現状

健康はすべての活動の土台となるものであり、中小零細企業を中心とした、働くまちすみだの活力の原点です。

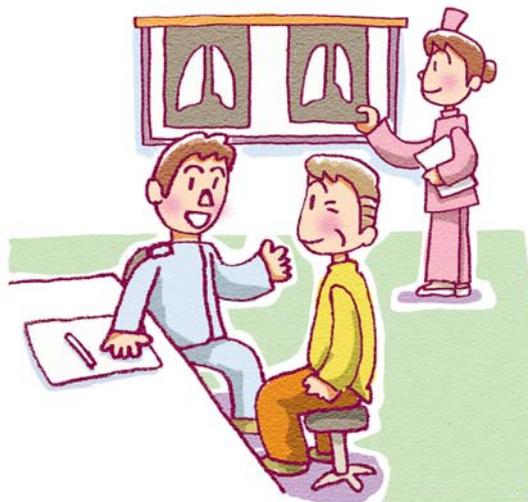
1986年に世界保健機関（WHO）が「ヘルスプロモーション」を提唱し、世界の健康づくりの基本的な戦略として普及・啓発を図っています。本区ではその考えに基づき、昭和58年12月に「区民の健康づくり総合計画」を策定し、昭和59年10月には「すみだ健康区宣言」を行いました。この宣言のもと、みずからの健康はみずからつくるという理念を掲げ、区民と行政が協働して施策を進めてきています。

また、平成13年3月に「区民の健康づくり総合計画」を策定するとともに、保健・医療と福祉の両部門の連携を強化するために組織を統合し、さまざまな健康づくり施策を推進してきました。その後、平成18年3月、さらには平成23年3月には「区民の健康づくり総合計画」として改定し、第一次予防としての健康増進や生活習慣病予防に重点的に取り組むこととしています。



政策実現に向けての課題

すべての区民が心身ともに健康に暮らし、元気で自立している区民が増えるためには、まず、区民一人ひとりが健康であることが重要です。そのために、区民みずからが若いときから健康づくりに取り組むとともに、社会全体で健康づくりを支援していく必要があります。一方、保健衛生の分野では大規模食中毒の問題が、感染症の分野では健康をおびやかす問題がグローバル化しており、関係機関が一体となって問題解決に向けて取り組む必要があります。さらには、健康を害したときに適切な治療を受けたり、リハビリテーションに取り組めるための身近な医療体制づくりも求められています。



施策 461

区民一人ひとりの健康づくりを支援する

施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

多くの区民が、心身の健康維持に必要な知識をもち、栄養、運動、休養のバランスのとれた健康な生活を送っています。



施策の達成をはかる指標

■ 寝たきりや認知症になることなく健康で自立して暮らす期間（65 歳健康寿命）

指標とした理由

区民の健康状態をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 男性：81.0 歳 女性：84.7 歳 (平成 15 年)	<中間目標> 男性：81.5 歳 女性：85.2 歳	<現状値> 男性：81.3 歳 女性：85.0 歳 (平成 20 年)	<最終目標> 男性：82.0 歳 女性：85.7 歳 (平成 25 年)	東京保健所長会 「65 歳健康寿命調査」

■ 「1 年に 1 回健康診査を受診する」区民の割合（20～79 歳）

指標とした理由

みずからの健康状態を把握している区民の割合を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 73.5%	<中間目標> 74.0%	<現状値> 77.5%	<最終目標> 80.0%	所管課データ

*目標値を変更した理由：最終目標（75.0%）を達成したため、これまでの増加率を勘案し、さらに高い目標値に変更します。

現状と課題

現状とこれまでの取り組み

健康寿命を延伸するためには、健康診断のみずからの健康状態を把握するとともに生活習慣を改善・維持することが大切です。平成 20 年度から健康診断制度が変更され、保険者による特定健診等が行われ、周知・啓発に努めてきました。また、区民みずからが生活習慣改善に取り組めるように、区民とともに地域での健康づくりも実践し、平成 19 年 6 月に策定した「墨田区食育推進計画」に基づき、区民との協働による食育の取り組みも推進しています。さらに、女性特有の健康問題に対応するためにメールマガジンによる情報発信にも取り組んでいます。一方、子どもの健やかな発育や発達のために、健康診断を実施するとともに、生活リズムなど健康な生活習慣を身につけることの啓発にも努めています。また産後うつ等の早期発見のためのスクリーニング（審査）を実施するなど、こころの健康づくりにも取り組んでいます。

今後の課題

「区民の健康づくり総合計画（後期計画）」に基づき、区民との協働により健康づくりの自主的な活動の展開を一層進めていく必要があります。食育についても平成 23 年度から「墨田区食育推進計画」の改定を区民参加で行い、たばこの害についてはより一層啓発し、禁煙を心がける人を増やし、受動喫煙の害について理解する人を増やしていく必要があります。また、特定健診については受診率の向上とともに、保健指導が必要な人に生活改善していくように支援が必要です。一方、がん検診についても、受診の普及・啓発とともに、検診体制を強化する必要があります。さらに、こころの健康については、普及啓発を図り、周囲の人がこころの問題を抱える人に気づき、適切な相談機関につなげられる体制づくりが必要となっています。

各主体が担う役割

区が取り組むこと

区民がみずからの健康の保持・増進の必要性を認識するように支援し、国や都の関係機関および企業や団体と連携を図り、より一層区民の健康づくりを推進します。

生活習慣の改善普及事業

生活習慣病の予防および健康づくりに関する講習会のほか、禁煙支援やたばこ健康に関する啓発を実施します。また、区民健康体操の普及など区民の運動や食生活などに関する生活習慣の改善に向けた各種事業を展開します。

食育推進事業

食の“つながり”を大切に、世代や分野を越えたネットワークをつくり、すみだらしい食育を区民が主体的に進める「区民運動」として推進します。

がん予防対策事業

たばこの影響など、がん予防の知識や情報の普及・啓発を行うとともに、がん検診を受診しやすい環境の整備等、受診率向上のための取り組みを進めます。

区民健康診査事業

成人の健康診査に関しては、受診しやすい条件整備を進めるとともに、保健・栄養指導を充実します。また、子どもの健全な発育・発達を促すために乳幼児健診を実施すると同時に、安心して育児ができるように支援します。

こころの健康づくり事業

うつ病等の精神疾患について、知識の普及・啓発を促進するほか、こころの相談ができる場を充実します。また、自殺予防に関する普及啓発や研修等を実施し、地域における見守り支援を担う人材を養成するとともに、関係機関のネットワークを構築します。

地域健康づくり事業

健康づくりを地域と協働で進めるため、健康づくりの担い手となる人材を育成し、自主的に活動するグループを支援します。

主
な
事
業

区民が取り組むこと

適切な食生活と休養を心がけ、適度な運動を行い、積極的に健康診断等を受けるなど、日ごろから健康に配慮した生活を送ります。また、地域における健康づくりや食育に主体的に取り組めます。

事業者が取り組むこと

健康診断の実施や健康教育等の意識啓発に努めます。さらに、地域の健康づくり活動や受動喫煙防止対策、食育の推進に主体的に取り組む、ネットワークづくりや情報提供を行います。

施策 462

生活衛生の安全を確保する

施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

すべての区民が感染症や食品、医薬品、飲料水、化学物質、動物による健康被害にあうことなく安全な生活環境で暮らしています。



施策の達成をはかる指標

■「食品を購入する時に表示を確認する」区民の割合

指標とした理由

食品の安全性に関する情報提供の進展度をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 90.1%	<中間目標> 93.0%	<現状値> 91.4%	<最終目標> 95.0%	区民アンケート調査

■「医薬品を購入する時に効能や副作用に関する情報を確認する」区民の割合

指標を変更した理由

医薬品の安全性に関する情報提供の進展度をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> —	<中間目標> —	<現状値> 82.1% (平成 23 年度)	<最終目標> 86.2%	区民アンケート調査

*指標を変更した理由：医薬品に関する情報確認が健康被害防止のうえで必要であるため、その対応状況をあらわす指標に変更します。

現状と課題

現状とこれまでの取り組み

平成 21 年度に発生した新型のインフルエンザ (H1N1) 2009 に対し、区は対策本部を立ち上げ対応しました。一方、結核は現在でもわが国最大の感染症であるため、その知識の普及、相談、健康診断を行い、まん延防止を図っています。また、食中毒への対応を中心に、食品の安全性や食品表示に関する不安解消のために検査や区民との意見交換に努めています。さらに、環境衛生営業施設の衛生水準の向上を図るとともに、医薬品等に起因する事故防止に努めています。加えて、飲料水をはじめ住まいで生じるさまざまな健康影響問題に対する助言指導、ねずみ、衛生害虫の防除等、地域の環境衛生の確保を図るとともに、動物の適正管理についても普及啓発を行っています。

今後の課題

感染症対策では、平常時からの普及啓発活動が重要です。結核発生時のまん延防止対策として、QFT検査*を積極的に活用した接触者健診の実施と患者療養支援の充実が必要です。食品営業施設では自主的な衛生管理の徹底を図るとともに、食品の安全性に関する情報収集を行い、区民に対して積極的な情報提供と意見交換を行っていく必要があります。また、大規模食中毒発生時にも対応できるように体制の強化を図る必要があります。環境衛生営業施設では、衛生水準向上のため監視指導を充実強化する必要があります。薬剤師等による医薬品に関する情報提供は重要な課題となっています。住宅内で発生する有害化学物質や飲料水による健康被害防止のための対策が求められています。あわせて、衛生害虫等の対策では過剰な薬剤使用を抑えるために、侵入防止対策や発生源対策が課題となっています。一方、動物の適正管理の普及啓発を推進し、人と動物の共存できる社会の実現を進める必要があります。

*QFT検査：結核の感染の有無を調べる血液検査のことです。

各主体が担う役割

区が取り組むこと

感染症、食品、医薬品、飲料水、化学物質、動物などによる健康被害の発生防止に努め、保健衛生上の安全と安心を確保します。

主 な 事 業

食品衛生監視事業

食中毒等食品に起因する事故の発生防止と食品衛生向上のための対策強化を図ります。

環境衛生監視事業

環境衛生営業施設の利用による健康被害や感染症の発生を防止するため監視指導の強化を図ります。

医薬品等の安全確保事業

薬局・薬店における薬剤師等による服薬指導を薬事監視の際に徹底します。

動物の愛護と適正管理対策事業

動物の適正管理の指導と動物由来感染症の知識の普及啓発を行うとともに、動物の愛護と共生への対応を行います。

感染症対策事業

感染症についての知識の普及・啓発を図り、感染症の発生・まん延を防止します。

区民が取り組むこと

感染症の発生とまん延防止や、食品、医薬品、飲料水、化学物質、動物などに起因するリスクを低減するために保健衛生に対する関心を高めます。

事業者が取り組むこと

区民、行政とともに感染症の防止と食品、医薬品、飲料水、化学物質、動物などに起因するリスク情報を収集し、区民に対し分かりやすく情報提供します。また、事業所の清潔保持に努めます。

施策 463

適切な保健医療体制づくりを進める

施策の目標 区民とともにめざす平成27年度の姿

区民の健康を支えるための基盤である保健医療の人的体制、施設、しくみが充実し、さまざまな健康課題に適切に対応できる保健・医療の環境が整っています。



施策の達成をはかる指標

■ 身近なところに、「かかりつけ医、歯科医をもっている」区民の割合

指標とした理由

医療環境の充実度をあらわす数値を指標としました。

平成17年度	平成22年度		平成27年度	データ出所
<実績値> 73.1%	<中間目標> 77.0%	<現状値> 66.8%	<最終目標> 80.0%	区民アンケート調査

■ 「休日応急診療・小児救急平日夜間診療の両方または、どちらかを知っている」区民の割合

指標とした理由

医療環境の認知度をあらわす数値を指標としました。

平成17年度	平成22年度		平成27年度	データ出所
<実績値> -	<中間目標> -	<現状値> 78.7% (平成23年度)	<最終目標> 85.0%	区民アンケート調査

*指標を追加した理由：急病者の医療を確保するための取り組みに関する区民への浸透状況についての指標を追加します。

現状と課題

現状とこれまでの取り組み

さまざまな健康課題に対応するため、保健医療の環境整備が求められています。区民の日常における健康管理のために、かかりつけ医、歯科医、薬局をもってもらうことを進めています。また、医師会の協力のもと「休日応急診療所」「すみだ平日夜間救急こどもクリニック」を開設しました。さらに、平成18年の医療法改正を踏まえ、在宅で安心して医療や保健サービスを受けられるよう「周産期保健医療ネットワーク会議」「在宅リハビリテーション支援事業」などに取り組み、保健と医療の連携を進めました。

今後の課題

在宅医療をさらに推進するうえでは、都とも連携しての福祉・介護分野も含めた医療連携体制の構築が必要です。また、東日本大震災の経験を踏まえ、災害時の医療体制を強化していく必要があります。さらに、区の保健施設の老朽化が進んでおり、保健サービスを総合的に提供するための保健所・保健センター機能の整備・拡充が必要となっています。

各主体が担う役割

区が取り組むこと

区民の健康を支えるための基盤として、人的体制、施設設備、しくみを充実していきます。

主
な
事
業

地域医療連携の推進事業

区民が地域で安心して医療や必要な支援を受けられるために、福祉・介護分野とも連動した保健医療連携体制の構築を進めます。

かかりつけ医・歯科医・薬局をもつことの推進事業

適切な医療情報の提供を進め、区民が日常における医療上の不安をもたずに生活できるようにします。

休日応急診療・小児救急平日夜間診療事業

「墨田区休日応急診療所」において、休日における急病者の医療を確保します。また、「すみだ平日夜間救急こどもクリニック」で、平日夜間における小児の初期救急医療体制を確保します。

国民健康保険運営事務

被保険者が必要とする医療を受けられるように、国民健康保険を安定的に運営します。

保健センター等整備事業

保健サービス全般を充実し、区民が利用しやすい総合的な保健施設とするため、施設の再配置や充実・向上をめざします。

区民が取り組むこと

健康管理のためにかかりつけ医などをもち、医療機関を適切に利用します。

事業者が取り組むこと

地域医療を提供するなど、医療環境の整備をします。また、医療と福祉・介護における連携を図ります。

◆医療施設等及び病床数 出典：保健衛生担当資料

※（ ）内は病床数

	H23.3.31 現在	H22.3.31 現在	H21.3.31 現在
病 院	14 (2,551)	13 (2,495)	13 (2,502)
診 療 所	221 (137)	223 (175)	221 (182)
歯科診療所	192 (0)	189 (0)	186 (0)
薬 局	140	140	140
計	567 (2,688)	565 (2,670)	560 (2,684)

政策 470

豊かな人間性をもった子どもたちが健やかに育つしくみをつくる

すべての子どもが、心もからだも健康であり、確かな学力を身につけることができる環境のなかでいきいきと生活しています。



政策を実現させるための施策

470 豊かな人間性をもった子どもたちが健やかに育つしくみをつくる

471 子どもの健康な心とからだを育む

- 学校保健事業
- 学校給食事業
- 教育相談推進事業
- 移動教室等支援事業
- 特別支援教育推進事業

472 確かな学力の向上を図る

- 教職員研修事業
- 幼小中一貫教育推進事業
- 「学力向上・新すみだプラン」推進事業
- 土曜授業推進事業【新規】
- 小学校英語活動推進事業
- ★ すみだ総合教育研究所(仮称)・区民施設等整備事業【新規】

473 魅力ある学校環境をつくる

- 学校施設維持管理事業
- 学校運営連絡協議会運営事業
- 区立学校適正配置事業
- 学校ICT化推進事業
- ★ 学校校舎屋内運動場等改築・改修事業

474 地域と家庭の教育力の向上を支援する

- 子育て学習支援事業
- 青少年委員・青少年育成委員会活動支援事業
- PTA活動支援事業
- 地域体験活動支援事業
- 放課後子ども教室推進事業
- 学校支援ネットワーク事業

※★の事業は施策を達成するための、「主要な公共施設整備事業」です。



政策を取り巻く現状

少子化、女性の社会進出・参加、都市社会の進展は、教育環境にも大きな変化をもたらすとともに子どもたちを含めた人々の意識・価値観にも影響を与えています。

高学歴志向や学校評価の変容等保護者の教育に対する意識は、私学教育と公教育との進路選択をはじめとして、従来の公教育体系を大幅に修正するまでの強い流れとなっています。こうした学校教育への期待感の高まりの一方、児童・生徒の一部に学習意欲の低下や学習態度の乱れにより基礎学力の築き上げが困難であるという解決すべき状況も生まれています。

本区では、平成12年8月に策定した「すみだ教育指針」を見直し、平成19年12月に新たな「すみだ教育指針」を策定するとともに、平成20年2月に墨田区教育委員会の教育目標を策定しました。そして、それらに基づき「地域から信頼される学校づくり」と「温かい家庭づくり、学び合える地域づくりへの支援」へ向けて子どもたちの健やかな成長のための施策を進めてきました。また、本区の教育課題である児童・生徒の「学力向上」のために、平成16年5月から「開発的学力向上プロジェクト」を立ち上げ、授業改善の取り組みや個に応じた指導、家庭学習への支援、地域教育力の活用など、重層的かつ多角的に事業を展開し、確かな学力の定着と向上を図ってきました。区立学校の適正配置については、平成18年2月に、墨田区立学校適正配置等審議会からの答申を受け、平成20年3月に「新たな墨田区立学校適正配置等実施計画」を策定し、子どもたちにとって望ましい教育環境の整備を進めています。



政策実現に向けての課題

多くの子どもが、確かな学力を身につけるためには、心とからだの両面の健康づくりが大切です。そして、心身の健康にも、学力向上にも、毎日通う学校環境が明るく健康的で、居心地よく魅力的であることが必要です。学力を身につけ、自分で考える力をつけることは、豊かな人間性の醸成につながります。また、家庭・学校・地域が協力して、子どもの生きる力を伸ばすことができる教育環境を整備していく必要があります。

このような課題があるなかで、新学習指導要領への移行、35人学級制の導入、さらには学級編制権の区への移譲がなされ、教職員の人事権の区への移譲も検討されるなど、教育環境も大きく変化していることから、これらに的確に対応していく必要があります。

施策 471

子どもの健康な心とからだを育む

施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

一人ひとりの子どもが、心身ともに健全な状態で生活を送っています。



施策の達成をはかる指標

■ 学習意識調査で「学校に行くのが楽しい」と回答している中学校 3 年生の割合

指標とした理由

学校生活への満足度をあらわすことから指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 77.6%	<中間目標> 82.0%	<現状値> 76.2%	<最終目標> 82.0%	所管課データ

*目標値を変更した理由：平成 22 年度の現状値が 17 年度の実績値を下回ったため、今後の対応等を踏まえ、最終目標（87.0%）は中間目標を引き継いだ数値に変更します。

■ 定期健康診断で栄養状態の良好な児童・生徒の割合

指標とした理由

栄養状態（肥満）は小児生活習慣病の要因のひとつであることから指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値>	<中間目標>	<現状値>	<最終目標>	所管課データ
児童男子 94.8%	児童男子 95.0%	児童男子 96.9%	児童男子 97.0%	
児童女子 96.7%	児童女子 97.0%	児童女子 98.0%	児童女子 98.0%	
生徒男子 97.2%	生徒男子 97.5%	生徒男子 97.1%	生徒男子 97.5%	
生徒女子 98.7%	生徒女子 98.8%	生徒女子 98.7%	生徒女子 98.8%	

*目標値を変更した理由：現状値が十分高い水準にあるため、児童の最終目標（男子 95.0%、女子 97.0%）は微増とします。

現状と課題

現状とこれまでの取り組み

子どもは、知・徳・体のバランスのとれた発達が必要です。これまで、各種健康診断による健康管理、学校生活環境の改善、食育の充実を図ってきました。また、児童生徒の不登校や問題行動に対応するため、すみだスクールサポートセンター*、スクールカウンセラー*による相談事業、学校への復帰を支援するサポート学級*、ステップ学級*を設置し運営しています。

今後の課題

小児生活習慣病が問題となっており、これまでの健康管理の取り組みのうえに、予防対策等を重点とした対応が求められています。また、いじめや不登校の要因には、友人関係だけでなく、集団不適應など心の健康の問題もあります。こうした問題を解決していくために、家庭と連携した子どもたちの健全育成の取り組みや生活習慣の改善、自然とふれあう体験学習の充実、学校内外での文化スポーツ活動の取り組みを強化していくことが必要となっています。

各主体が担う役割

区が取り組むこと

区立学校では、学習指導、生活指導、保健事業・給食事業などを通じて児童生徒の心と体の健全育成を進めます。

主な事業

学校保健事業

健康診断などにより心と体の管理を適切に行うとともに、各学校の保健委員会や学校保健会事業の活動を通じて、児童・生徒の健康増進を図ります。

学校給食事業

食文化やマナーについて学ぶなど、学校給食における食育の充実をめざすとともに、引き続き衛生管理の徹底を図り、安全・安心でおいしい給食を提供します。

教育相談推進事業

児童・生徒の不登校や問題行動など多様化する健全育成上の課題に対応するための、すみだスクールサポートセンター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー*による相談事業を行います。

移動教室等支援事業

自然体験や地理、風土の学習を行い、集団における役割行動、仲間を思いやる心を育むために、各学校の移動教室や野外体験活動を支援します。

特別支援教育推進事業

特別な支援が必要な幼児・児童・生徒に対する指導力を高めるために、各職層におけるさまざまな研修等を実施し、子どもたちのニーズの把握と支援に努めます。

区民が取り組むこと

学校外での文化・スポーツ活動、ボランティア活動などを通して、児童生徒に対して、さまざまな人間関係のなかでの自主性や協力の精神を育みます。

事業者が取り組むこと

子どもたちが参加する野外体験学習などの場の提供や、地域が行う社会活動や文化・スポーツ活動支援等を行います。

***すみだスクールサポートセンター**：不登校や問題行動、子育てに関する問題など、多様化する健全育成上の課題に対する早期対応を目的として設置された相談施設で、相談員や臨床心理士が相談・支援、専門機関の紹介などのきめ細やかな対応を行います。

***スクールカウンセラー**：いじめや不登校の未然防止・改善・解決ならびに学校内の教育相談体制の充実を図ることを目的として学校に配置された臨床心理士のことで、児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な経験を有しています。全小・中学校に配置されています。

***サポート学級**：さまざまな理由により不登校となっている児童・生徒に対しての「居場所づくり」を行い、学校復帰や立ち直りに向けた個に応じた支援を行うことを目的として設置された通級制の教室です。原則として墨田区立学校の小学3年生から中学3年生までを対象としています。

***ステップ学級**：さまざまな理由により長期間学校を欠席している児童・生徒に対して学習指導や体験活動、相談活動を行い、学校への復帰ができるよう個に応じた支援を行うことを目的として設置された通級制の教室です。原則として墨田区立学校の小学4年生から中学3年生までを対象としています。

***スクールソーシャルワーカー**：いじめや不登校などの問題を解決するために、担任教師とともに児童・生徒の家庭を戸別訪問したり、教師や保護者に助言するなど、その問題解決にあたる人です。

施策 472

確かな学力の向上を図る

施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

一人ひとりの子どもが、豊かな社会生活を送っていくために必要とする確かな学力を身につけ、いきいきと生活しています。



施策の達成をはかる指標

■ 学びに向かう力

指標とした理由

学習意識調査で「目標に向けてふだんからコツコツ学習している」と回答している中学校 3 年生の割合を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 29.8%	<中間目標> 35.0%	<現状値> 41.6%	<最終目標> 45.0%	所管課データ

*目標値を変更した理由：最終目標（40.0%）を達成したため、さらに高い目標値に変更します。

■ 教科の理解度

指標とした理由

学習意識調査における中学校 3 年生の国語、数学の「授業がよくわかっている・まあわかっている」と回答している割合を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 国語 64.8% 数学 65.9%	<中間目標> 国語 70.0% 数学 70.0%	<現状値> 国語 73.4% 数学 70.7%	<最終目標> 国語 75.0% 数学 75.0%	所管課データ

現状と課題

現状とこれまでの取り組み

一人ひとりの子どもが生きる力を身につけるためには、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てていくことが必要であり、特に知識や技能に加え、学ぶ意欲や課題を自分で見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成することが重要です。そこで、平成 17 年 4 月に「学力向上・新すみだプラン」を策定し、以後、社会経済や教育環境の変化等に対応するため、毎年このプランを改定しながら基礎・基本の確実な定着と確かな学力の向上を図る施策に取り組んできました。

今後の課題

国や都の動向等を踏まえながら、平成 19 年度に策定した教育指針の改定作業を行い、その関連事業の実現状況等を検証したうえで、学校・家庭・地域それぞれの教育力の向上を図ることが求められています。また、幼小中一貫教育の推進、教職員研修の充実、学校図書館の充実、新学習指導要領に基づく教育課程実施にあたっての支援を進めていくことが必要です。さらに、教育諸課題の解決を図り、子どもたちの将来を見据えた教育の充実と振興を図るための拠点となる施設が必要となっています。

各主体が担う役割

区が取り組むこと

児童・生徒の確かな学力の向上のため、学習環境の整備、教員の資質向上、さらには新学習指導要領の趣旨を踏まえ、一人ひとりの子どもに応じた教育を推進します。これらの取り組みを通して、学校教育力の向上を実現します。

主な事業

教職員研修事業

確かな学力の向上をめざす授業改善や学習環境の充実に向けた研修会を実施し、教員のさらなる資質の向上を図ります。

幼小中一貫教育推進事業

「すみだ幼小中一貫教育推進計画」を策定し、一人ひとりの子どもに応じて幼児から義務教育修了までの11年間を見通した一貫性・連続性のある教育を推進します。

「学力向上・新すみだプラン」推進事業

児童・生徒の学力向上を図るため、「学校の教育力の向上」「家庭の教育力の向上」「地域の教育力の向上」の3つを柱に、学力向上にかかわる各施策を横断的・重層的に展開します。

土曜授業推進事業【新規】

学習指導要領の趣旨および「すみだ やさしいまち宣言」等の本区のコンセプトを踏まえ、「心の教育の充実」の観点から、学校・家庭・地域が連携し、開かれた学校づくりのための教育活動を実施します。

小学校英語活動推進事業

小学校5・6年生の英語によるコミュニケーション能力の素地を養うために、区独自のテキストを活用しながら、年50時間以上の授業を実施します。

すみだ総合教育研究所(仮称)・区民施設等整備事業【新規】

「教育研修・研究」「学校活動支援」「教育相談」等の機能をもつ教育施設をはじめとした複合施設を、統合後の向島中学校跡地に整備します。

区民が取り組むこと

保護者・地域が学校と連携し、ともに支え合いながら子どもたちの確かな学力の向上を進めます。

事業者が取り組むこと

キャリア教育（進路指導）や体験活動などの学習場面で、それぞれが有する教育力、教育資源を積極的に提供し、子どもたちの確かな学力の向上に向けた支援を行います。また、インターンシップ（学生の就業体験）も積極的に受け入れます。

施策 473

魅力ある学校環境をつくる

施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

魅力ある教育環境のもと、多くの子どもたちが良好で安全な学校に楽しく通っています。



施策の達成をはかる指標

■ 小・中学校の耐震化の割合

指標とした理由

災害時における児童・生徒の安全を図り、防災活動の拠点となりうる施設を確保する安全度を示す数値として指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 耐震化率 49.3%	<中間目標> 耐震化率 93.4%	<現状値> 耐震化率 89.6% (平成 23 年 4 月 1 日現在)	<最終目標> 耐震化率 100.0%	所管課データ

■ 適正な学校規模校の割合

指標とした理由

適正規模校（12～18 学級）の状況をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 小学校 59% 中学校 25%	<中間目標> 小学校 70% 中学校 35%	<現状値> 小学校 65% 中学校 25%	<最終目標> 小学校 92% 中学校 60%	所管課データ

*目標値を変更した理由：「新たな墨田区立学校適正配置等実施計画」（平成 20～29 年度）に基づき、最終目標値（小学校 90%、中学校 100%）を変更します。

現状と課題

現状とこれまでの取り組み

子どもたちが、良好で安全な教育環境のもとで教育が受けられるよう、教育委員会では総合的な視点からさまざまな取り組みを行っています。良好な教育環境や、児童・生徒の安全、災害時の避難施設としての機能の確保を図るため、区立学校の校舎・屋内運動場の改築や改修を順次進めています。また、区立学校の小規模化とこれに伴う学校教育上の諸問題の解消を図るため、「墨田区立学校適正配置実施計画」（平成 9 年 11 月）および「新たな墨田区立学校適正配置等実施計画」（平成 20 年 3 月）に基づき、区立学校の統合による適正配置等を順次実施してきています。さらに、教職員一人一台のパソコンを配備し、区立学校の ICT 化を推進しています。

今後の課題

区立学校の一部は小規模化の進行により、児童・生徒の学習、生活指導、学校運営などに問題が生じるおそれがあることから、引き続き新たな実施計画に基づき適正規模を実現していく必要があります。また、国においては 35 人学級制がはじまったことから、少人数学級編制に備えた環境整備も必要となっています。さらに、学校教育の ICT 化についても引き続き推進していく必要があります。

各主体が担う役割

区が取り組むこと

児童・生徒が、良好で安全な環境のもとで教育を受けられるように、学校の施設整備・管理運営を行い、さらに学校の適正配置を行います。

主な事業

学校施設維持管理事業

より万全な安全対策を施した施設維持を行い、校舎や運動場等を含め適正な管理運営を行います。

学校運営連絡協議会運営事業

開かれた学校（園）づくりを推進するために、学校（園）の教育活動を保護者や地域住民に公開するとともに、課題解決に向け、学校（園）・家庭・地域社会が果たす役割について協議します。

区立学校適正配置事業

多くの子どもが楽しく学校に通い、学力・体力・人間性を身につけることのできる魅力ある学校環境を提供するために、適正規模（原則 12 ～ 18 学級）の確保に努めます。

学校ICT化推進事業

教職員の校務の効率化を図り、児童・生徒に分かりやすい授業を実施するために、設備面の整備を進めるとともに、教職員のICT（情報通信技術）活用能力の向上と授業方法の改善を進めます。

学校校舎屋内運動場等改築・改修事業

小・中学校の耐震化の推進については、建設年度等耐用年数および耐力度を考慮した改築と、耐震性の劣る校舎を優先に補強改修を行うこととし、区立学校適正配置の実施状況と整合性を図りながら進めます。また、少人数学級に対応するため普通教室の増設置を行います。

区民が取り組むこと

児童・生徒が安全・快適で魅力ある学校環境のなかで教育を受けられるように、学校運営連絡協議会や学校安全ボランティア活動等を通じて学校と連携を図ります。

事業者が取り組むこと

地域の一員として地元の学校と積極的に関わり、児童・生徒の安全を確保できる施設整備の支援を行います。また、良好で安全な教育環境をめざして学校・家庭・地域・教育委員会と連携し、「すみだ子どもの 110 番」などの子どもの安全対策事業等に貢献します。

施策 474

地域と家庭の教育力の向上を支援する

施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

多くの子どもたちが、やさしく温かな家庭で育ち、地域の人々との交流活動を経験し、人間性を学べるように地域と家庭がその役割を果たしています。



施策の達成をはかる指標

■「地域での子どもの健全育成活動に参加している」区民の割合

指標とした理由

地域における健全育成への関心をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 10.8%	<中間目標> 12.0%	<現状値> 18.2% (平成 23 年度)	<最終目標> 19.0%	区民アンケート調査

*目標値を変更した理由：健全育成がどのようなものかイメージを例示したアンケート調査を実施した結果、最終目標（15.0%）を達成したため、さらに高い目標値に変更します。

■「家庭での教育を心がけている」区民の割合

指標とした理由

家庭での教育意識の浸透度をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 92.2%	<中間目標> 95.0%	<現状値> 97.5% (平成 23 年度)	<最終目標> 98.0%	区民アンケート調査

*目標値を変更した理由：家庭での教育がどのようなものかイメージを例示したアンケート調査を実施した結果、最終目標（97.0%）を達成したため、これを維持していく数値を目標とします。

現状と課題

現状とこれまでの取り組み

近年、都市化や少子高齢化、核家族化等の影響で家族のあり様が変わり、地域社会の結びつきも弱まって、結果として地域や家庭の教育力が低下したと言われています。区では、明日のすみだを担う人づくりを「すみだ やさしいまち宣言」において最重要課題のひとつとし、子どもたちの健全な育成のため区民、家庭、地域、行政が協力して地域と家庭の教育力の向上をめざしています。

今後の課題

子どもたちの健全育成には家庭の力のみでなく、地域社会全体で子どもたちを支えていくことが必要です。生活習慣の確立の支援やさまざまな体験活動の提供等には、地域の人材の確保が一層重要な課題となっています。

各主体が担う役割

区が取り組むこと

地域や家庭で取り組むさまざまな子どもたちの健全育成事業を、積極的に支援します。

主 な 事 業

子育て学習支援事業

小・中学校PTAや保育園父母会等が行う両親大学の支援、教育相談の実施、家庭教育啓発冊子の発行等によって、子育てに関する学習を支援します。

青少年委員・青少年育成委員会活動支援事業

青少年の健全育成と青少年団体への協力を担っている青少年委員活動および町会・自治会、PTA、民生委員・児童委員等多様な団体の委員で構成されている青少年育成委員会の青少年非行防止活動等を支援します。

PTA活動支援事業

家庭教育と学校教育の連携を深めるとともに、地域の青少年健全育成をめざすPTA活動を支援します。

地域体験活動支援事業

青少年の健全育成を図るため、青少年育成委員会委員、青少年委員、PTA等からなる実行委員会が行う子どもたちの体験活動を支援します。

放課後子ども教室推進事業

子どもたちの放課後の安心・安全な居場所づくりのため、ボランティア等による、子どもたちの自由な遊びを見守る「放課後子ども教室」を推進します。

学校支援ネットワーク事業

地域の人材や企業・団体等の専門的な知識や技能をもった人たちを、学校の教育活動に積極的に活用するためのしくみをつくり、地域による学校教育の支援をします。

区民が取り組むこと

地域と家庭が連携しながら、ボランティアスタッフや子ども会などが主体となって、子どもの育成に取り組めます。

事業者が取り組むこと

子どもの育成や地域と家庭の教育力の向上を図る活動への協賛などの支援を行います。

政策480

地球にやさしい、環境への負荷の少ないまちとしくみをつくる

ごみの発生抑制や雨水利用など、環境に配慮した暮らしを実践する区民が増えています。その結果、ごみ量や温室効果ガスは減少しています。



政策を実現させるための施策

480 地球にやさしい、環境への負荷の少ないまちとしくみをつくる

481 環境の共創を実践する

- 地球温暖化対策地域推進事業
- 環境体験学習推進事業
- 雨水利用推進事業
- ★ 環境ふれあい館整備事業

482 環境の保全や改善につとめる

- 環境監視事業
- 公害苦情処理事業
- 工場認可および公害防止指導事業
- 民間建築物アスベスト調査支援事業

483 ごみの排出を抑制し、再資源化を進める

- 資源回収事業
- ごみ収集・運搬事業
- ごみ減量の普及・啓発事業

※★の事業は施策を達成するための、「主要な公共施設整備事業」です。



政策を取り巻く現状

本区では、平成7年3月に「墨田区環境誘導指針」を策定し、指針に基づき公害対策や緑化推進をはじめ、ごみの減量や省資源・省エネルギーなど、総合的な環境政策に取り組んできました。その後、一層深刻化する地球温暖化や都市のヒートアイランド化等の新たな地球環境問題に対応していくため、この指針をさらに条例に発展させ、平成18年4月に「すみだ環境基本条例」を施行し、平成19年3月には、「すみだ環境の共創プラン（すみだ環境基本計画）」を策定しました。また、地球温暖化の原因である温室効果ガスの1990年度比8%削減を目標として、平成20年3月に「墨田区地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、温暖化防止設備導入助成などの事業を実施しています。さらに、「環境にやさしいまち すみだ」を実現するため、平成21年10月に「すみだ環境区宣言」を行い、毎月5日を「環境の日」として決めました。

また、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」による福島第一原子力発電所の事故により、節電への対策が求められているなか、本区においても区民に対し節電を広く呼びかけていくとともに、一層の省資源・省エネルギーの普及に向けた取り組みが必要となっています。

一方、本区が先進的に取り組んでいる雨水利用については、環境にやさしい取り組みとして注目され、平成12年には、国際環境自治体連絡会（ICLEI）から「国際自治体環境賞」を受けました。現在では、国や都、他自治体の取り組みとしても広がっています。

リサイクル清掃事業については、清掃事業の特別区移管から10年が経過し、この間ごみの減量と資源化効率の向上をめざし、資源物回収方法の変更や廃プラスチック類のサーマルリサイクル*の本格実施など、ごみを取り巻く社会情勢の変化に対応した施策を展開してきました。また、平成23年4月には、循環型社会の実現に向けた目標や具体的な施策を示す「墨田区一般廃棄物処理基本計画」を改定し、さまざまな事業に取り組んでいます。

そのほか、工場等の操業や建設作業に伴う騒音や振動、悪臭、土壌汚染等に対応するとともに環境経営認証制度の普及等、省エネルギー、省資源の課題にも取り組んでいます。



政策実現に向けての課題

今後、環境にやさしいまちづくりを進めていくためには、区民・事業者・行政が一体となって「環境の共創*」を推進していくことが必要です。毎日の暮らしのなかでは、環境にやさしいライフスタイルへの見直しや、ごみの排出抑制と再資源化を実践していくことが重要です。そのため行政には、地域社会の変化に対応したリサイクルシステムの整備や、雨水利用の促進をはじめ各種環境教育を積極的に展開することが求められています。

また、新たな環境問題に対しては、「すみだ環境基本条例」に基づいて積極的に対応していく必要があります。

***サーマルリサイクル**：廃棄物を焼却炉で燃やす際、発生する熱を発電や温水などに再利用することです。

***環境の共創**：良好で安全かつ快適な環境の維持、回復及び創造並びに環境と共生していくことを意味します。

施策 481

環境の共創を実践する

施策の目標 区民とともにめざす平成27年度の姿

区民、事業者および区が、暮らしや事業活動を地域と地球の環境との関わりでとらえ、地域と地球にやさしい暮らしとまちづくりを足元から実践しています。



施策の達成をはかる指標

■ 墨田区の温室効果ガス排出量の割合

指標とした理由

温暖化防止対策への取り組み結果をあらわす数値を指標としました。

平成17年度	平成22年度		平成27年度	データ出所
<実績値> 1990年度比で 5.8%減	<中間目標> 1990年度比で 6.0%削減	<現状値> 1990年度比で 4.2%増 (平成20年度)	<最終目標> 1990年度比で 8.0%減	オール東京62市区町村 事業(墨田区分)

*指標を変更した理由:国を単位としたデータから、オール東京62市区町村共同事業データを平成19年度より使用するようになったため、指標を変更します。最終目標(1990年度比で6%削減値の維持・改善)は、「墨田区地球温暖化対策地域推進計画」に基づき変更します。

■ 雨水利用の雨水総貯留容量

指標とした理由

雨水利用の普及の度合いをあらわす数値を指標としました。

平成17年度	平成22年度		平成27年度	データ出所
<実績値> 10,000m ³	<中間目標> 12,500m ³	<現状値> 16,000m ³	<最終目標> 22,000m ³	所管課データ

*目標値を変更した理由:最終目標(15,000m³)を達成したため、これまでの伸び率を踏まえ、さらに高い目標値に変更します。

現状と課題

現状とこれまでの取り組み

区は平成7年に「墨田区環境誘導指針」を策定し、省資源・省エネルギー、屋上緑化、雨水利用などの事業に取り組むとともに、平成13年には環境学習施設「すみだ環境ふれあい館」を開設するなど地域と地球の環境保全に関するさまざまな啓発事業を展開してきました。また、従来の環境施策の推進に加え、一層深刻化する地球環境問題やヒートアイランド現象などに対応するため、平成18年4月「環境の共創」を理念とした「すみだ環境基本条例」を施行しました。そして、平成19年3月には「すみだ環境基本計画」を策定し、新しい環境保全の施策を体系的に推進しています。さらに、平成20年3月には「地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、同年7月からこの計画に基づき区民や事業者を対象に太陽光発電システムなどの地球温暖化防止設備導入の助成制度を実施しています。

今後の課題

近年さまざまな場面で地球温暖化をはじめとした地球環境の危機が叫ばれており、区民一人ひとりがこれまでの生活スタイルを見直していくことが喫緊の課題となっています。そのため、区民・事業者・区が一体となった一層の取り組みが求められており、環境にやさしい自然エネルギーの推進や省エネルギーに配慮した生活スタイルの提案を広く周知していく必要があります。

各主体が担う役割

区が取り組むこと

環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の共創を推進します。

主
な
事
業

地球温暖化対策地域推進事業

地球温暖化対策地域推進計画に基づいて、区民・事業者・区の共創により地球温暖化対策に取り組み、温室効果ガス排出量を削減します。

環境体験学習推進事業

環境について学ぶ機会を提供するとともに、環境体験学習に関するイベントや事業を実施します。

雨水利用推進事業

開発事業者に対する雨水利用や雨水浸透の導入指導、各家庭への雨水タンクの設置等を誘導し、地域における雨水利用や雨水浸透を推進します。

環境ふれあい館整備事業

旧文花小学校校舎（北棟）の耐震改修工事を行い、環境体験学習と交流の拠点として「すみだ環境ふれあい館」を整備します。

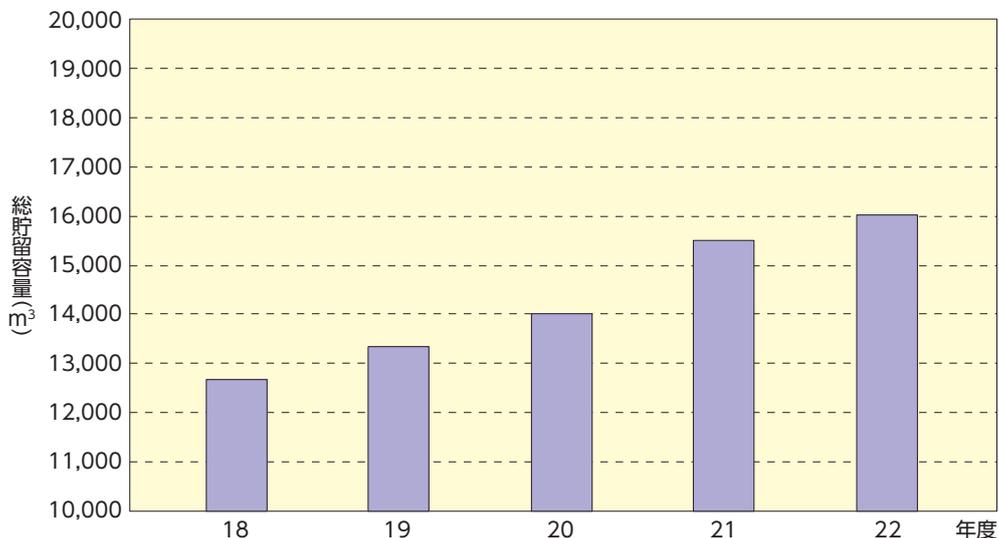
区民が取り組むこと

日常の暮らしやまちづくりを地域と地球の環境との関わりで考え、環境に配慮したライフスタイルを実践します。

事業者が取り組むこと

事業活動を地球的規模で考え、環境に配慮した事業活動を行い、温室効果ガスの排出抑制など地域や地球にやさしいまちづくりに積極的に取り組みます。

◆区内の雨水総貯留容量の推移 出典：環境担当資料



施策 482

環境の保全や改善につとめる

施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

区民生活をおびやかす大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の環境問題が解消され、すべての区民が安全で快適に暮らしています。



施策の達成をはかる指標

■ 公害苦情件数

指標とした理

生活環境が良好に保たれていることをあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 257 件	<中間目標> 200 件	<現状値> 286 件	<最終目標> 150 件	所管課データ

■ 「公害（騒音、振動、大気汚染）について否定的な評価」 区民の割合

指標とした理

生活環境が良好に保たれていることをあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 48.6% (平成 18 年度)	<中間目標> 40.0%	<現状値> 37.4%	<最終目標> 30.0%	住民意識調査

現状と課題

現状とこれまでの取り組み

日常生活にかかる公害苦情については、生活様式の多様化や環境に対する意識の高まりなどによって、その内容が多岐にわたってきているため、解決が困難になっています。建設工事等に伴う騒音等の苦情については、事前に説明が無かったことが苦情の大きな要素になっています。

今後の課題

公害苦情件数については、いわゆる騒音や振動、悪臭などの苦情は減少傾向にありますが、その他の相談（カラス、雑草、電波障害等）が増えており、件数としてはむしろ増加しています。特定建設作業の騒音・振動の苦情については、工事業者から周辺住民に対する説明などが重要であることから、今後も指導が必要となっています。

各主体が担う役割

区が取り組むこと

環境保全活動を推進するとともに発展させ、都市・生活型公害の抑制に積極的に取り組みます。

主
な
事
業

環境監視事業

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、放射能汚染等の発生状況を把握するとともに、環境を監視し、国や都と協力して環境基準の達成に努めます。

公害苦情処理事業

公害や苦情に迅速に対応し、解決を図ります。

工場認可および公害防止指導事業

工場認可制度により、公害の未然防止を図ります。

民間建築物アスベスト調査支援事業

アスベストの適切な処理を図れるように支援します。

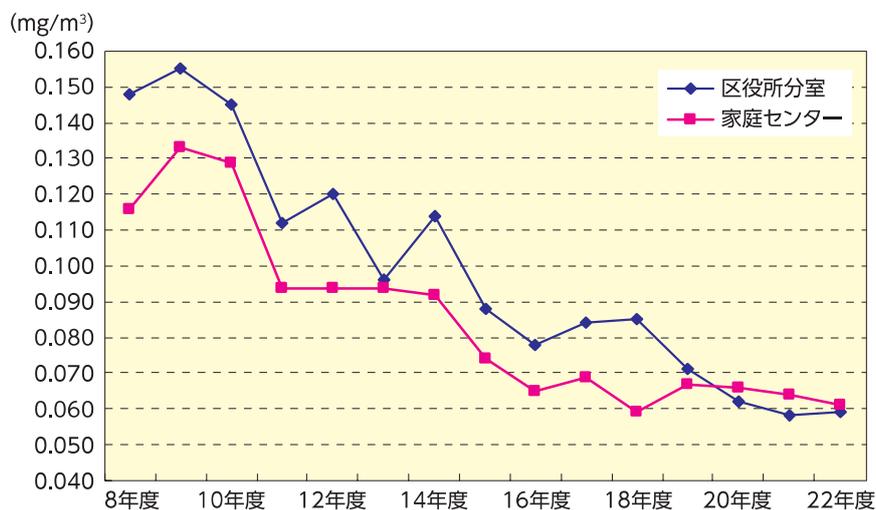
区民が取り組むこと

環境負荷の少ない、環境にやさしい生活スタイルを実践します。また、環境問題に関する状況を認知した場合には、速やかに行政に連絡します。

事業者が取り組むこと

環境の重要性について認識を高め、国や都の事業も活用して、公害の発生防止に取り組みます。排気、騒音など事業活動にともなう周辺環境への配慮を行います。

◆浮遊粒子状物質経年変化（長期的評価値） 出典：環境担当資料



施策 483

ごみの排出を抑制し、再資源化を進める

施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

区民、事業者、区の誰もがごみの発生を抑制し、資源のリサイクルが進んでいます。



施策の達成をはかる指標

■ ごみの削減量（削減率）

指標とした理

ごみ量の削減と資源化をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> ごみ量 93,123 トン	<中間目標> ごみ量 91,000 トン (5.4%削減)	<現状値> ごみ量 85,190 トン (8.5%削減) (平成 21 年度)	<最終目標> ごみ量 81,000 トン (13.4%削減)	所管課データ

*目標値を変更した理由：「墨田区一般廃棄物処理基本計画」に基づき将来予測を推計し、最終目標（87,000 トン、10%削減）を、さらに高い目標値に変更します。

■ ごみの資源量（資源化率）

指標とした理

ごみ量の削減と資源化をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 資源量 13,725 トン 資源化率 16.4%	<中間目標> 資源量 15,000 トン 資源化率 18.6%	<現状値> 資源量 13,984 トン 資源化率 19.4% (平成 21 年度)	<最終目標> 資源量 14,300 トン 資源化率 21.7%	所管課データ

*目標値を変更した理由：「墨田区一般廃棄物処理基本計画」に基づき将来予測を推計し、最終目標（15,500 トン、20.0%）を、さらに高い目標値に変更します。

現状と課題

現状とこれまでの取り組み

本区では、廃棄物の減量やリサイクルの推進に向けて、さまざまなリサイクル清掃事業を実施しています。収集・回収・運搬だけではなく、家庭ごみの減量のための「生ごみ水切り運動」や各種講座を開催してごみ減量の必要性を啓発しています。また、リサイクルの推進の面では、びん・缶・古紙・ペットボトルに加えて、平成 20 年 10 月から発泡スチロール製食品トレーの回収を本格的に実施し、その回収量は年々増加しており、着実に効果を上げています。

今後の課題

23 区部の可燃ごみの焼却灰や不燃物等を埋め立て処分する新海面処分場および中央防波堤外側埋立処分場は、23 区に残された最後の処分場です。この処分場の延命化を図るためには、ごみの減量やリサイクル、適正処理をより一層推進していく必要があります。一方、古紙やアルミの取引価格が値上がりしたため、資源・ごみ集積所に出された新聞紙やアルミ缶等の持ち去り行為が多発し、資源・ごみ集積所に出された資源物は区が回収するというルールを損ないかねない事態になっています。また、東京スカイツリーの開業に伴う観光客や本区の人口の増加によるごみの増大も想定されるため、今後これらの課題について、区だけではなく、区民、事業者が協働して対応していくことが求められています。

各主体が担う役割

区が取り組むこと

区民、事業者が、ごみの減量やリサイクル活動に円滑に取り組んでいけるよう支援します。また、区民生活から生じたごみは効率的に処理していくよう取り組みます。

主 な 事 業

資源回収事業

びん、缶、古紙、ペットボトル、発泡スチロール製食品トレーを資源物として回収しており、今後も資源回収量を増やします。

ごみ収集・運搬事業

燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみの効率的な収集・運搬と、適正なごみ排出の指導を進めます。

ごみ減量の普及・啓発事業

広報物やホームページでのPRをはじめ、講座・講習や環境啓発車「わかるくん」等を活用して、ごみの減量やリサイクルに向けた普及・啓発を展開します。

区民が取り組むこと

ごみの発生・排出抑制や資源化に取り組み、ごみの減量と排出ルールへの遵守を徹底します。

事業者が取り組むこと

生産から流通、販売、ものの廃棄に至るすべての段階で、環境負荷の軽減や環境配慮型経営をめざします。また、拡大生産者責任の考え方を遵守するとともに、ごみを排出する際には自己処理責任を徹底して、排出抑制や資源化に取り組みます。

